

日高市こども計画 (素案)

令和 6 年 12 月 16 日時点

日 高 市

目 次

第1章 日高市こども計画策定に当たって	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の期間	2
3 計画の位置付け	3
4 計画の対象	4
5 計画の策定体制	4
第2章 日高市のこども・若者を取り巻く現状	5
1 人口・世帯の状況	5
（1）総人口・年齢階層別人口の推移	5
（2）18歳未満の人口推移と推計	6
（3）世帯の状況	8
（4）母子家庭・父子家庭	8
（5）未婚率の推移	9
（6）出生数の推移	10
（7）合計特殊出生率の推移	10
（8）就業率	11
（9）認定こども園、保育園、幼稚園、小・中学校等の状況	12
（10）支援が必要なこどもの状況	13
2 アンケート調査結果	15
（1）概要	15
（2）結果抜粋	16
第3章 計画の基本的な考え方	17
1 計画の目指すべき方向性（基本理念）	17
2 基本方針	18
方針1	18
方針2	18
3 施策体系	21
第4章 施策の展開	22
成果指標	22
基本施策1 こどもの権利を大切にする日高市	23
具体的施策① こども・若者の権利に関する理解促進	24
具体的施策② こども・若者の意見表明・参加の促進	25
具体的施策③ こども・若者の権利侵害の防止、相談	26
基本施策2 こどもの健やかな育ちを支える日高市	29
具体的施策① こども・若者の居場所づくり	30
具体的施策② 乳幼児期の教育・保育の充実	32

具体的施策③ 誰一人取り残さない学びの提供	35
基本施策3 若者の自立と社会参加を支援する日高市.....	38
具体的施策① 若者の就業支援の充実、社会的自立の支援.....	39
具体的施策② 困難さや生きづらさに直面する若者に対する支援.....	41
具体的施策③ 出会いや結婚への支援.....	43
基本施策4 妊娠・出産・子育てを切れ目なく支援する日高市.....	44
具体的施策① 親と子の健康づくりに向けた支援	45
具体的施策② 子育て家庭への支援.....	49
具体的施策③ 妊娠・出産や子育てに関する相談・情報発信体制の充実	52
基本施策5 困難を抱える子育て家庭を支援する日高市.....	53
具体的施策① こどもの貧困対策の推進	54
具体的施策② ひとり親家庭への支援.....	56
具体的施策③ 特別な支援を必要とするこどもや家庭への支援.....	58
基本施策6 こども・若者の成長を地域全体で支える日高市.....	61
具体的施策① 子育て関連団体の活動促進	62
具体的施策② 地域における子育て支援ネットワークの強化.....	65
具体的施策③ 子育てしやすいまちづくり	67
具体的施策④ こども・若者の安全・安心の確保	69
第5章 教育・保育及び地域子育て支援事業の量の見込み.....	71
1 教育・保育提供区域の設定.....	71
2 教育・保育の量の見込み.....	72
3 地域子育て支援事業.....	74
(1) 時間外保育事業(延長保育)	74
(2) 放課後児童健全育成事業(学童保育)	74
(3) 子育て短期支援事業(ショートステイ)	75
(4) 地域子育て支援拠点事業.....	75
(5) 一時預かり事業	76
(6) 病児保育事業	77
(7) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)	77
(8) 妊婦に対する健康診査.....	78
(9) 乳児家庭全戸訪問事業.....	78
(10) 利用者支援事業	79
(11) 養育支援訪問事業(子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業).....	80
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	80
(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	81
(14) 子育て世帯訪問支援事業(新規)	81
(15) 児童育成支援拠点事業(新規)	81
(16) 親子関係形成支援事業(新規)	82

(17) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)(新規)	82
(18) 産後ケア事業(新規)	83
(19) 妊婦等包括相談支援事業(新規)	83
4 教育・保育の一体的な提供及び推進	84
(1) 幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及び推進方策	84
(2) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	84
5 その他推進方策	85
(1) 産前・産後の休業及び育児休業後における円滑な利用の確保	85
(2) 労働者の職業生活と家庭生活との両立に必要な雇用環境の施策との連携	85
6 「新・放課後子ども総合プラン」に基づく取組	86
第6章 計画の推進	88
1 計画内容の住民等への周知	88
2 推進体制	88
(1) 推進体制の整備	88
(2) 地域や関係機関等との連携・協働	88
3 計画の点検・評価の実施	88

第1章 日高市こども計画策定に当たって

1 計画策定の背景と目的

近年の我が国では、こどもの健やかな成長を支援するこども・子育て支援の取組のみならず、少子化や貧困、虐待など、こどもや子育て家庭を取り巻く多様な環境・課題や社会の変化に合わせ、「次世代育成支援対策推進法」（平成17年施行）や「子ども・子育て支援法」（平成27年施行）を始めとした各種法整備により、様々な施策や制度が進められてきました。

しかしながら、少子化の進行や人口減少に歯止めがかからず、いじめや引きこもり、ヤングケアラーへの対応、つながりの希薄化によるこどもや子育て家庭の孤立化など、こどもや子育て家庭を取り巻く環境は複雑化・多様化しています。

国では、こうした社会情勢の変化を受けて、こども基本法を令和4年6月に公布、令和5年4月に施行し、本法に掲げられたこども施策の立案、実施を担う行政機関としてこども家庭庁が発足、令和5年12月には「こども大綱」と「こども未来戦略」が策定されました。

「こども大綱」では、すべてのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指すことが掲げられています。

また、「こども未来戦略」では、①若者・子育て世代の所得を増やす ②社会全体の構造や意識を変える ③すべてのこどもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していく ことを戦略の基本理念として掲げ、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指しています。

これらの動きを受け、本市では「日高市第2期子ども・子育て支援事業計画」、「日高市次世代育成支援行動計画（第2期：後期計画）」が令和6年度に計画期間の最終年度を迎えるに当たり、社会環境の変化や本市のこどもや子育て家庭を取り巻く現状、現行計画の進捗状況等を踏まえ、こども・子育て支援に向けた取組を効果的かつ総合的に推進するため、「子ども・若者計画」や「こどもの貧困対策計画」を包含した「日高市こども計画」を策定するものです。

こども大綱及びこども基本法

こども施策に関する大綱（こども大綱）【こども基本法第9条に規定】

- ・ こども施策を総合的に推進するために、基本的な方針、重要事項を定めるもの
- ・ これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」が束ねられ、「こども大綱」に一元化

こども計画の策定【こども基本法第10条に規定】

- ・ 国の大綱を勘案した都道府県こども計画・市町村こども計画の作成が努力義務化
- ・ こども計画は、既存の各法令に基づく以下の都道府県計画・市町村計画と一体のものとして作成することができる

子ども・若者計画

こどもの貧困対策計画

子ども・子育て支援事業計画
次世代育成支援行動計画

こども等の意見の反映【こども基本法第11条に規定】

- ・ こどもや子育て当事者等の意見を反映すること、聴取した意見が施策に反映されたかどうかについてフィードバックすること等が求められている

こども大綱に掲げられる6本の柱

- ① 子ども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ② 子どもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③ 子どもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全ての子ども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

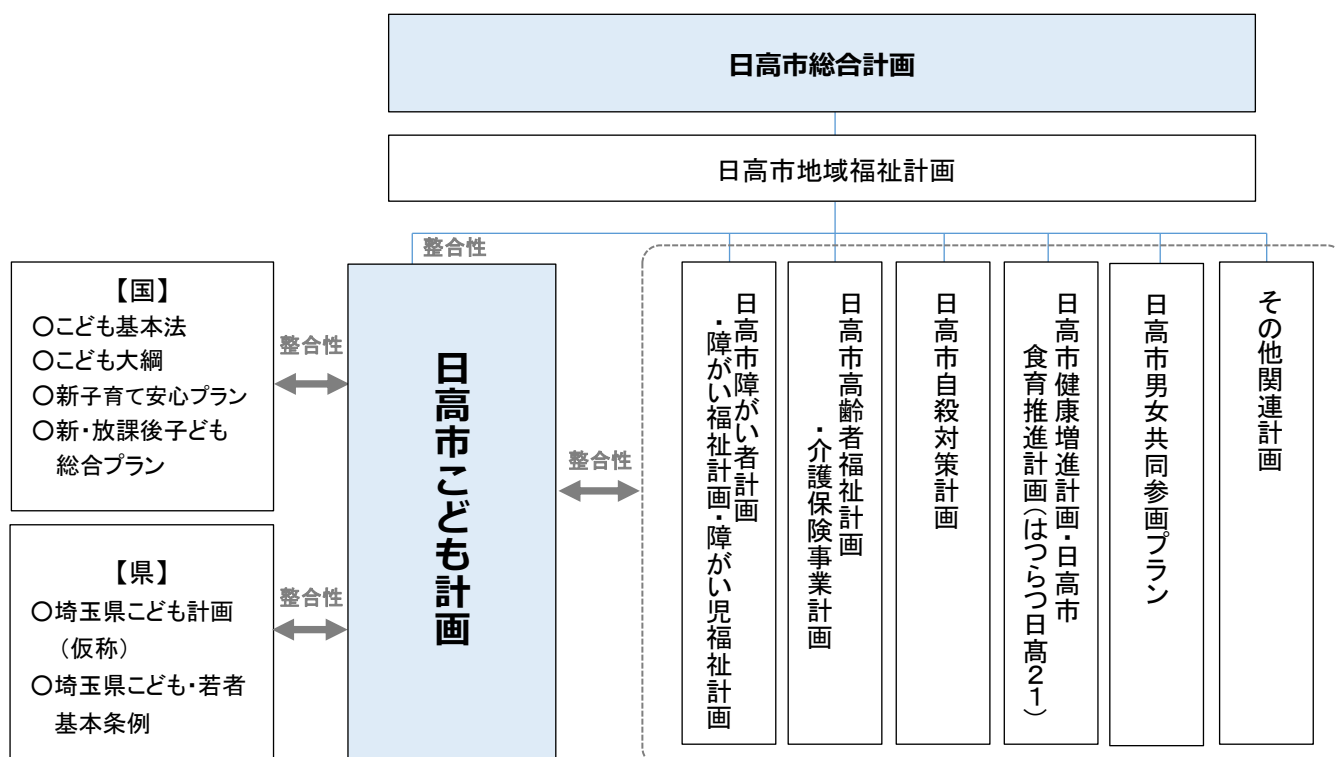
2 計画の期間

- 本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間となります。
- 計画期間中であっても、社会経済情勢や市の状況の変化、子ども・子育て家庭・若者のニーズ等に適切に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

3 計画の位置付け

本計画は、日高市総合計画に基づく、こどもに関する個別計画であるとともに、こどもに関する以下の法定計画を包含する総合的な計画です。

- ①子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」
- ②次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」
- ③こどもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「こどもの貧困対策計画」
- ④子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」



なお、平成 27 年 9 月に国連において採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals : SDGs）」の理念である「誰一人取り残さない」の下、本計画を推進することとします。

持続可能な開発目標(SDGs)17ゴール



4 計画の対象

- これまでの「子ども・子育て支援」については、計画の対象を「生まれる前から乳幼児期を経て18歳までの子どもとその家庭、地域、企業、行政などすべての個人及び団体」としていました。
- 新たな「日高市こども計画」においては、「若者支援」も包括されることから、計画の対象年齢を「生まれる前から乳幼児期を経て、おおむね40歳未満の子ども・若者とその家庭、地域、企業、行政などすべての個人及び団体」とします。

5 計画の策定体制

(1) アンケート調査

本計画の策定に当たり、子育て支援サービスの利用状況や今後の利用意向、子育てに関する意見や日頃の生活状況を把握し、ニーズを十分に踏まえた計画とするため、次の方々を対象としたアンケート調査を実施しました。

- ①市内在住で就学前の子どもを持つ保護者
- ②市内在住で小学生年代の子どもを持つ保護者
- ③市立小学校及び義務教育学校5年生（保護者を含む）
- ④市立中学校2年生及び義務教育学校8年生（保護者を含む）
- ⑤市内在住で20歳以上39歳未満の市民

(2) 日高市児童福祉審議会

学識経験者、教育・保育事業者、子育て支援に関係する団体・機関の代表者等で構成され、本計画の策定に関する審議を行いました。

(3) 日高市福祉計画検討委員会

本市の課長級職員で構成する庁内会議として、本計画の策定に関する検討を行いました。

(4) 市民コメント（パブリックコメント）

本計画の素案を作成する段階において、計画策定に関する情報を広く市民に提供するとともに、市民の意見を本計画に反映させるため、市民コメント（パブリックコメント）を実施しました。

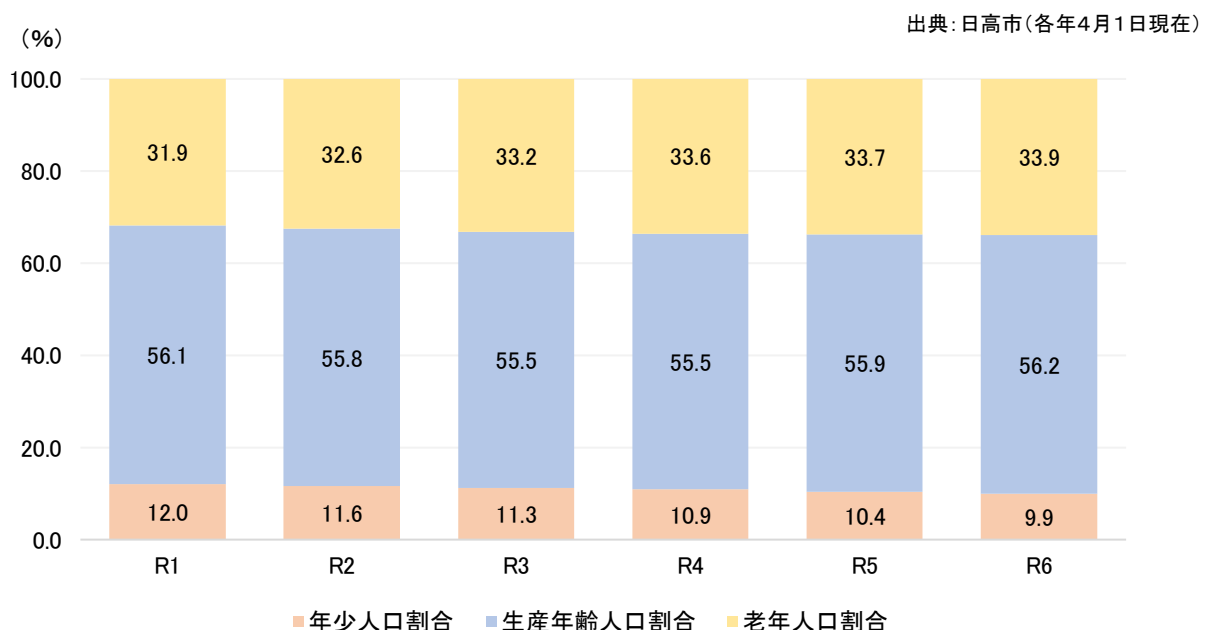
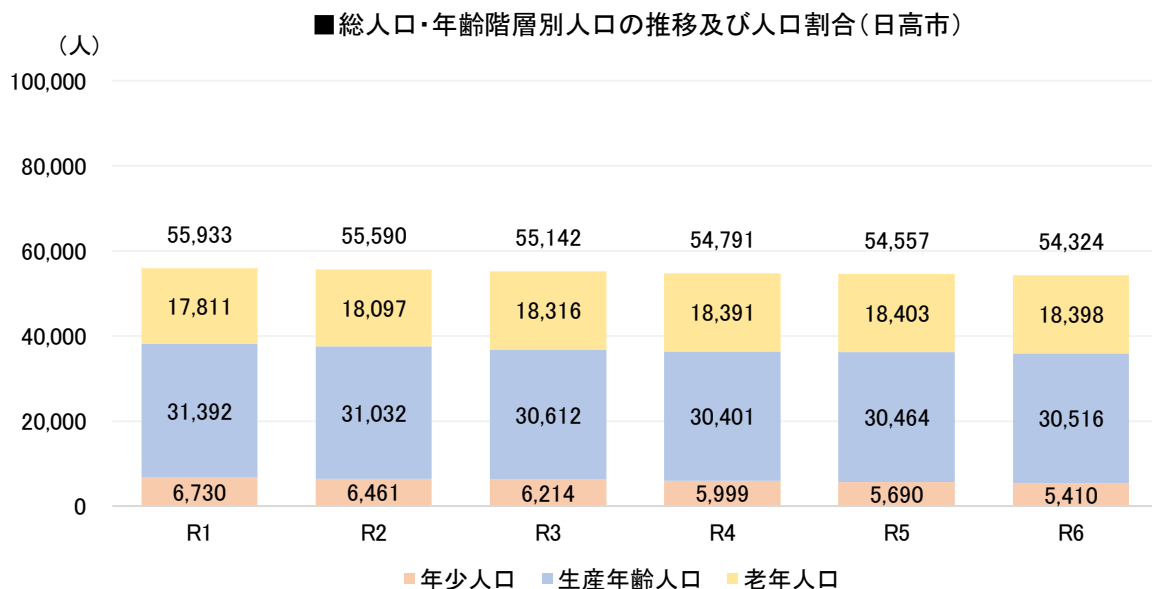
第2章 日高市のこども・若者を取り巻く現状

1 人口・世帯の状況

(1) 総人口・年齢階層別人口の推移

本市の総人口は、平成23年の57,865人をピークに減少傾向で推移し、令和6年4月1日現在で54,324人となっています。

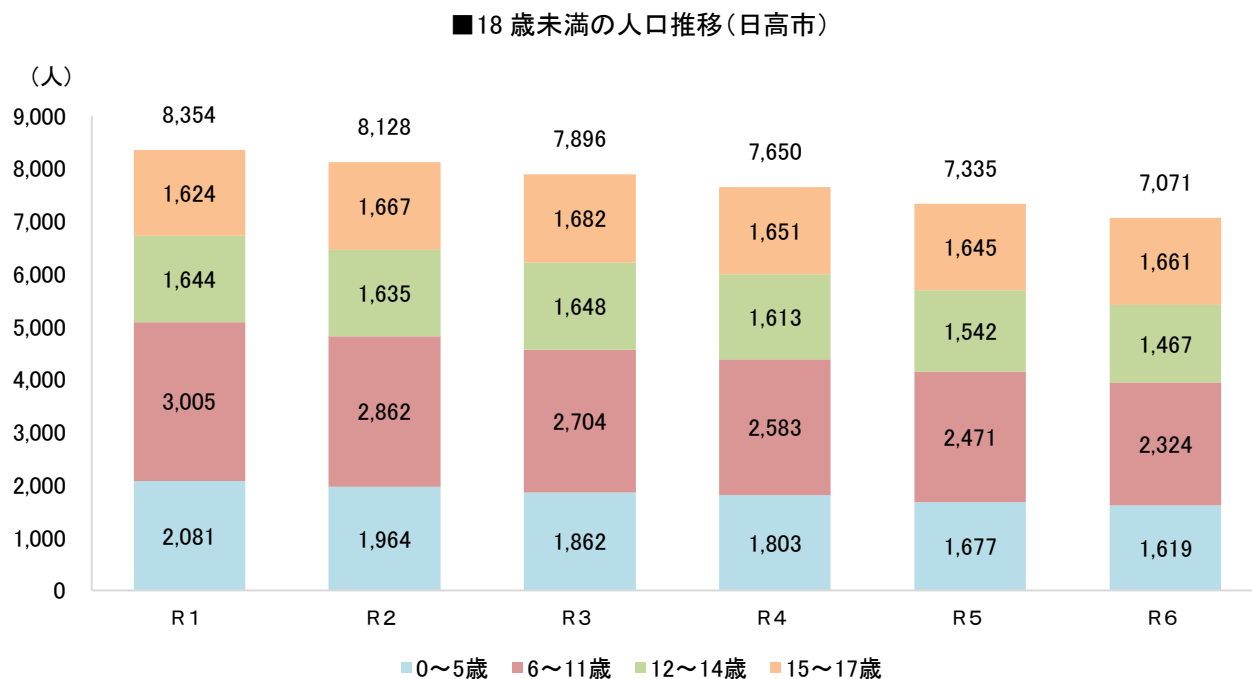
このうち、15歳未満の年少人口は5,410人で、総人口の9.9%となっています。総人口に占める15歳未満の年少人口の割合は、令和元年から令和6年までの6年間で2.1ポイント減少しています。一方で、65歳以上の老年人口の割合は、同じ6年間で2.1ポイント増加しており、少子高齢化が進行しています。



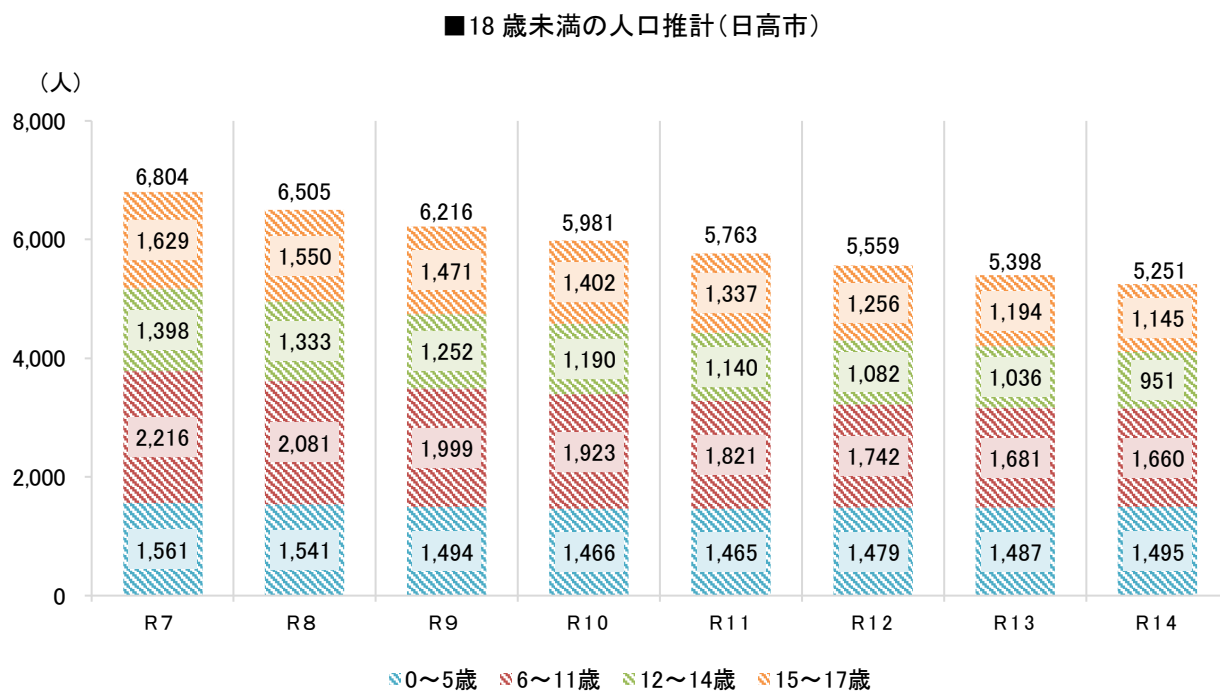
出典: 日高市(各年4月1日現在)

(2) 18 歳未満の人口推移と推計

本市の 18 歳未満の人口は、年々減少傾向となっており、令和 6 年は 7,071 人となっています。一方、こどもの将来推計人口は、令和 14 年には 5,251 人とされ、さらなる減少が見込まれています。



出典：日高市(各年4月1日現在)



出典：日高市(各年4月1日現在、コーホート変化率法による推計データ)

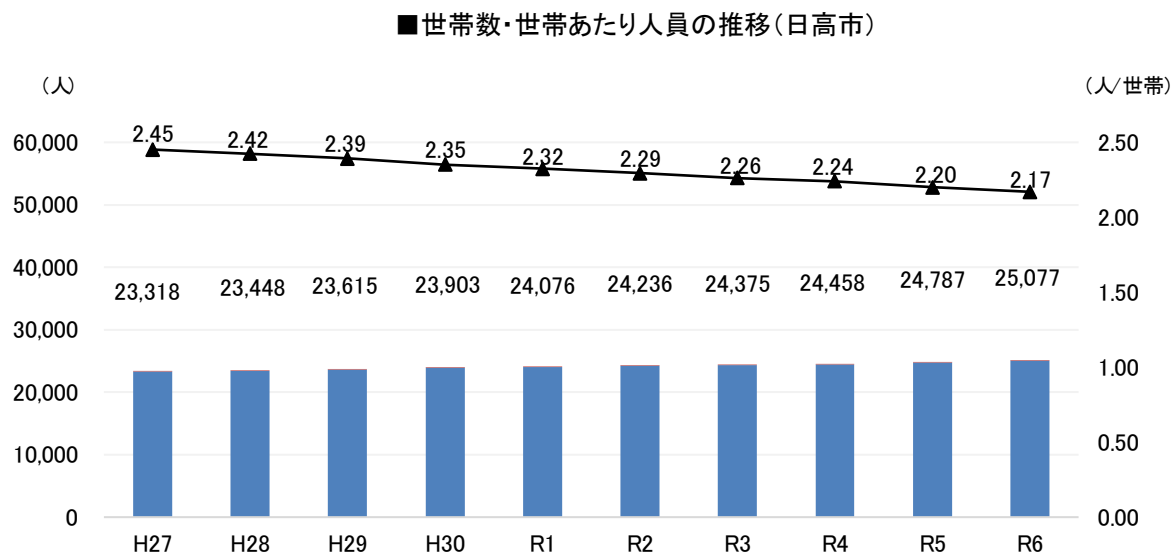
■18 歳未満の人口推計（日高市）

区分	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年	令和14年
0 歳	230	230	229	232	233	236	238	238
1 歳	230	238	238	237	240	241	244	246
2 歳	248	236	244	244	243	246	247	250
0～2 歳計	708	704	711	713	716	723	729	734
3 歳	278	252	240	248	248	247	250	251
4 歳	299	283	257	245	253	253	252	255
5 歳	276	302	286	260	248	256	256	255
3～5 歳計	853	837	783	753	749	756	758	761
0～5 歳計	1,561	1,541	1,494	1,466	1,465	1,479	1,487	1,495
6 歳	322	282	308	292	265	253	261	261
7 歳	333	323	283	309	293	266	254	262
8 歳	370	335	325	285	311	295	268	256
9 歳	372	371	336	326	286	312	296	269
10 歳	397	375	374	339	329	289	315	299
11 歳	422	395	373	372	337	327	287	313
6～11 歳計	2,216	2,081	1,999	1,923	1,821	1,742	1,681	1,660
12 歳	435	422	395	373	372	337	327	287
13 歳	477	436	423	396	374	373	338	328
14 歳	486	475	434	421	394	372	371	336
12～14 歳計	1,398	1,333	1,252	1,190	1,140	1,082	1,036	951
15 歳	508	491	480	439	426	399	377	376
16 歳	554	503	486	475	434	421	394	373
17 歳	567	556	505	488	477	436	423	396
15～17 歳計	1,629	1,550	1,471	1,402	1,337	1,256	1,194	1,145
合計	6,804	6,505	6,216	5,981	5,763	5,559	5,398	5,251

出典：日高市（各年4月1日現在、コーホート変化率法による推計データ）

(3) 世帯の状況

世帯数は、令和6年が25,077世帯で、平成27年から1,759世帯の増加となっています。一方、世帯あたり人員は、平成27年以降減少傾向で推移しており、令和6年では2.17人と核家族化の進行が伺えます。



出典：日高市(各年4月1日現在)

(4) 母子家庭・父子家庭

本市の母子家庭の世帯は近年減少傾向で推移し、令和2年では293世帯となっています。父子家庭の世帯においても同様に推移し、令和2年で41世帯となっています。

(母子家庭)

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
日高市	182	268	300	358	293
埼玉県	27,422	34,081	35,999	35,849	32,130
全国	625,904	749,048	755,972	754,724	646,809

(父子家庭)

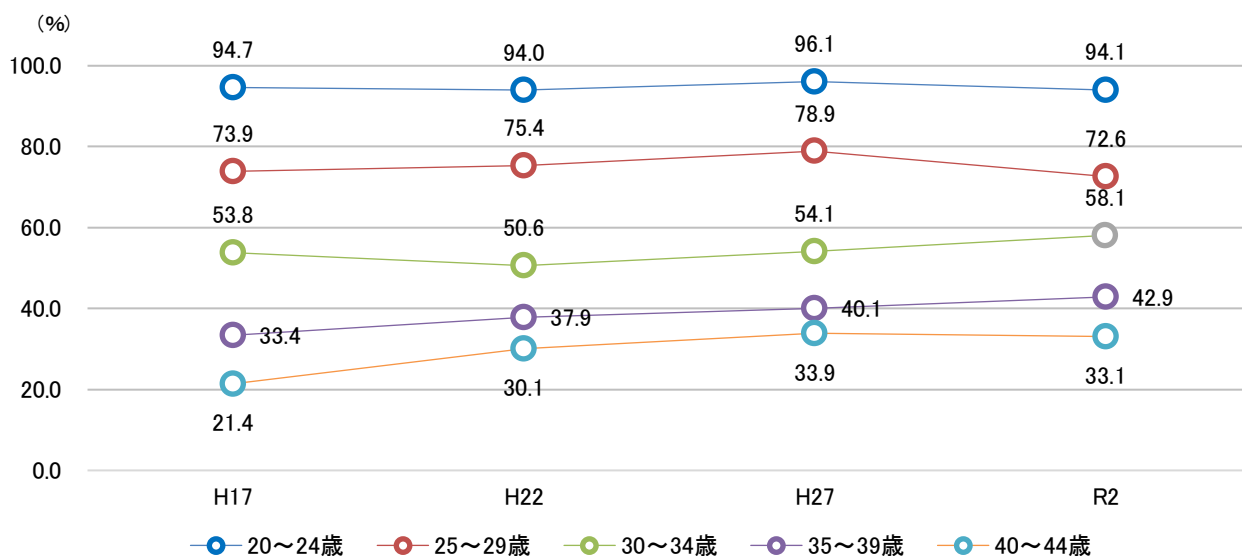
区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
日高市	36	35	36	47	41
埼玉県	4,876	5,327	5,462	4,917	4,459
全国	87,383	92,285	88,689	84,003	74,481

出典：「国勢調査」

(5) 未婚率の推移

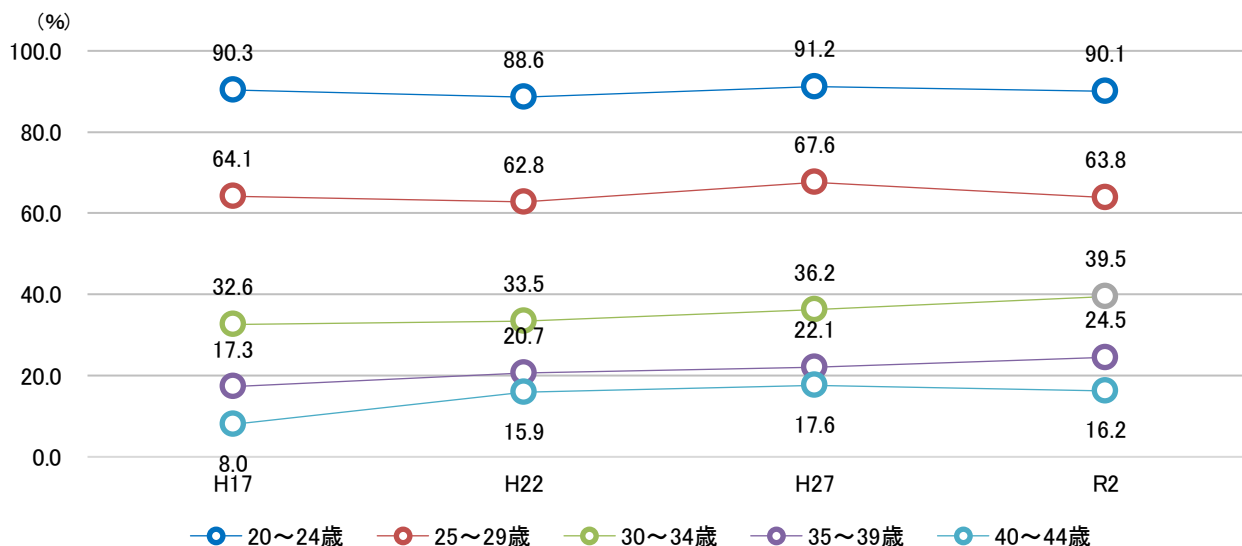
本市の未婚率は、女性より男性の割合が高くなっています。30～34 歳男性においては半数以上、30～34 歳女性においては約 4 割が未婚となっており、晩婚化、未婚化の進行が伺えます。

■ 男性の未婚率の推移（日高市）



出典:「国勢調査」

■ 女性の未婚率の推移（日高市）

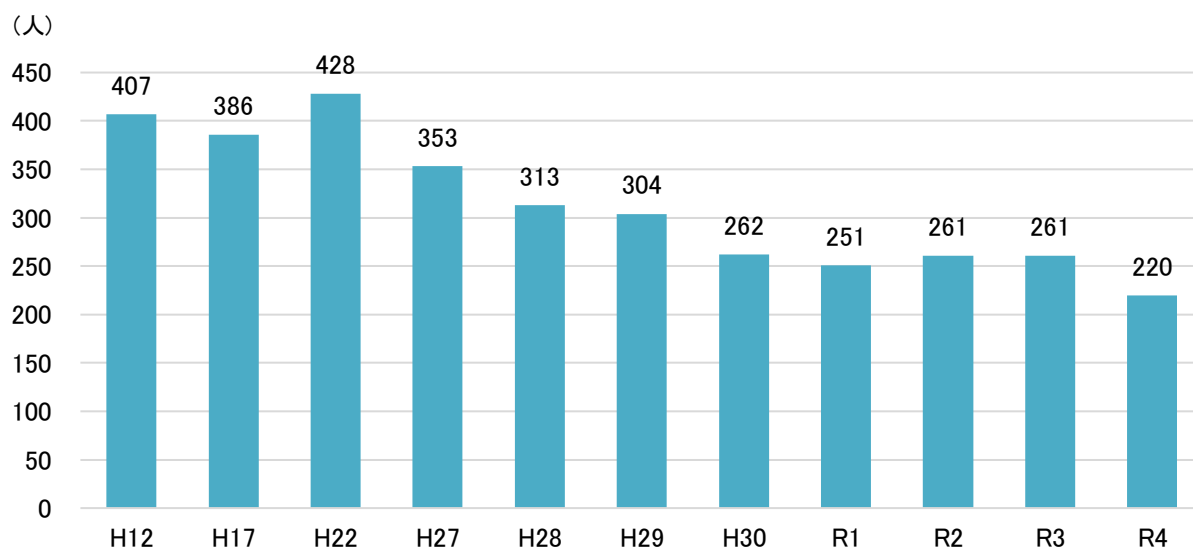


出典:「国勢調査」

(6) 出生数の推移

本市の出生数は減少傾向にあります。近年は増加傾向にありましたが、令和4年に減少に転じ220人となっています。

■出生数の推移

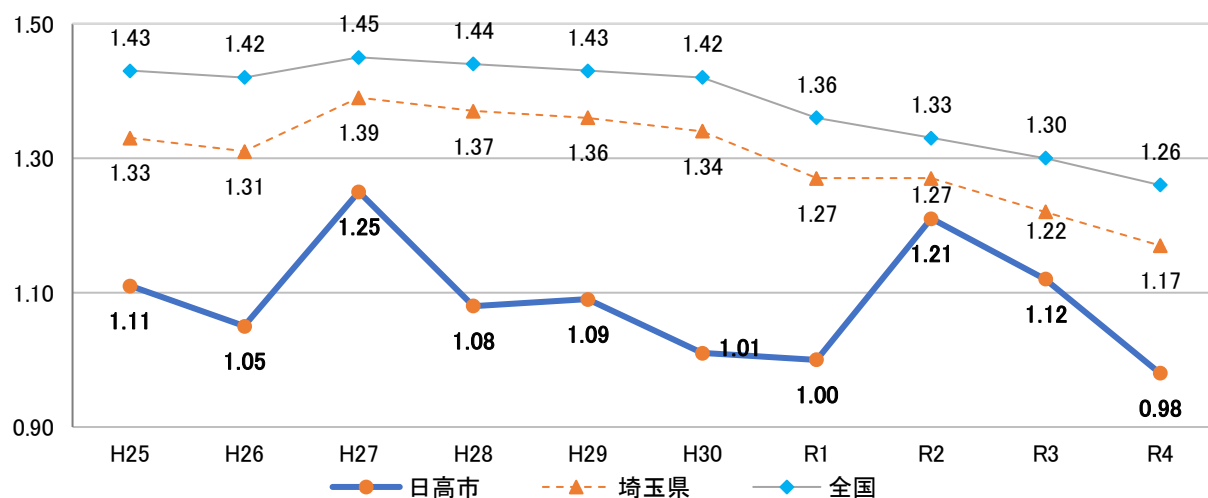


出典:「厚生労働省 人口動態総覧」

(7) 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率(1人の女性が生涯に生むこどもの数)は、埼玉県、全国を下回っています。令和元年から令和2年にかけて上昇傾向にありましたが、令和3年以降は減少に転じています。

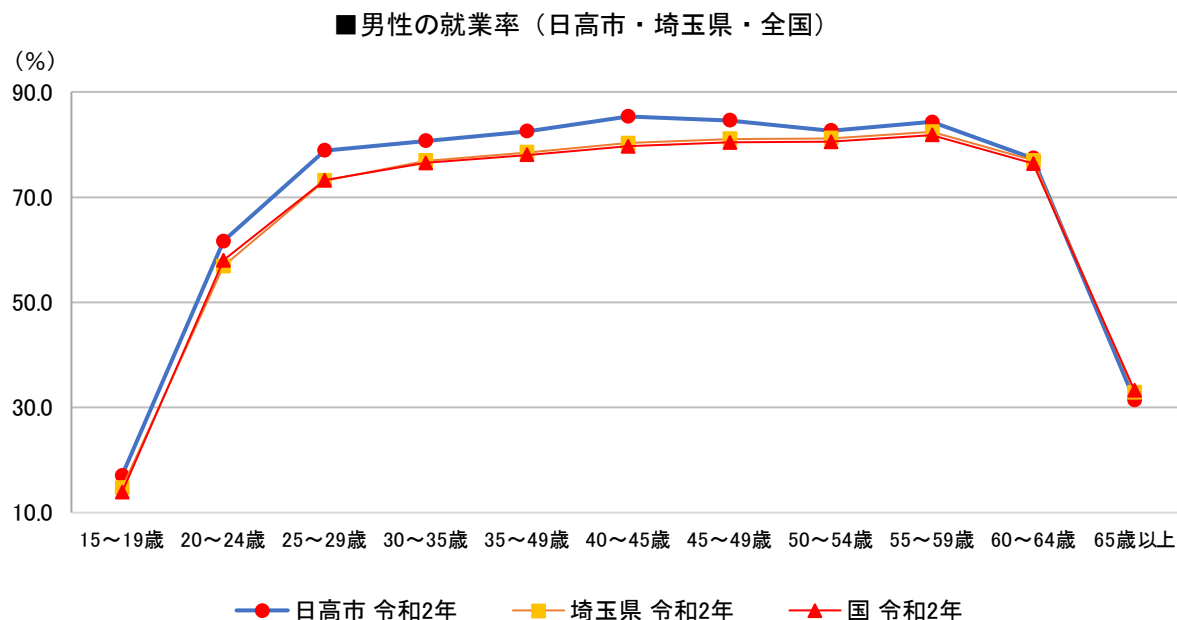
■合計特殊出生率の推移(日高市・埼玉県・全国)



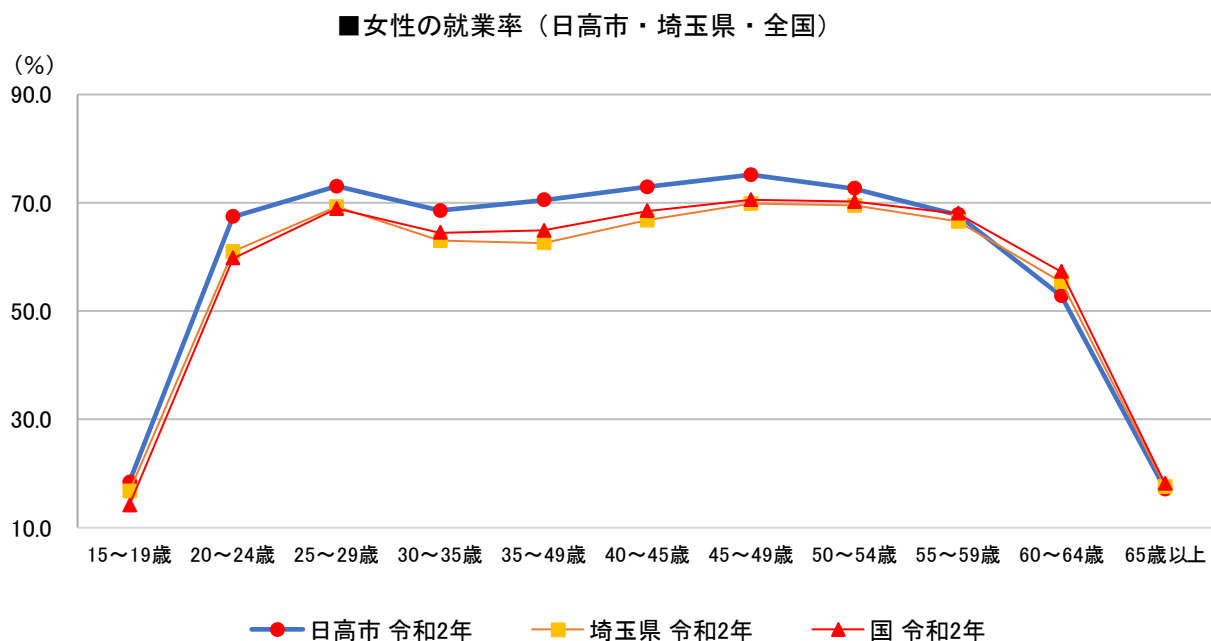
出典:「埼玉県 人口動態総覧」

(8) 就業率

本市の就業率は、男性、女性ともおおむねの世代で、埼玉県・全国よりも高くなっています。女性は、埼玉県・全国と類似した M 字型を示しており、特に 30～35 歳においては凹みが顕著となっています。



出典：人口動態統計



出典：人口動態統計

(9) 認定こども園、保育園、幼稚園、小・中学校等の状況

① 認定こども園、保育園、幼稚園等の利用者推移

(単位:人)

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1号認定※					
認定こども園	164	151	140	113	98
幼稚園	330	298	277	254	235
計	494	449	417	367	333
2号認定、3号認定※					
認定こども園	51	159	149	161	165
保育園	775	705	646	659	630
地域型	18	23	20	19	18
計	844	887	815	839	813

出典:日高市(各年4月1日現在)

※1号認定:こどもが満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望

2号認定:こどもが満3歳以上で、保育所等での保育を希望

3号認定:こどもが満3歳未満で、保育所等での保育を希望

② 放課後児童健全育成事業の利用者推移

(単位:人)

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
低学年	471	456	438	438	434
高学年	268	305	320	289	257
合計	739	761	758	727	691

出典:日高市(各年4月1日現在)

③ 小・中学校における児童生徒数の推移

(単位:人)

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
小学生(義務教育学校前期課程を含む)	2,962	2,828	2,680	2,544	2,444
中学生(義務教育学校後期課程を含む)	1,579	1,558	1,574	1,535	1,475
合計	4,541	4,386	4,254	4,079	3,919

出典:日高市教育委員会(各年5月1日現在)

④ 小・中学校における児童生徒数の推移(③のうち、特別支援学級の児童生徒数)

(単位:人)

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
小学校(義務教育学校前期課程を含む)	54	70	74	87	87
中学校(義務教育学校後期課程を含む)	17	20	29	35	49
合計	71	90	103	122	136

出典:日高市教育委員会(各年5月1日現在)

⑤小・中学校におけるいじめの認知件数

(単位:人)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校(義務教育学校前期課程を含む)	185	170	237	166	333
中学校(義務教育学校後期課程を含む)	77	43	68	81	71
合計	262	213	305	247	404

出典:日高市教育委員会

⑤小・中学校における不登校の状況

(単位:人)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学生(義務教育学校前期課程を含む)	17	29	34	47	53
中学生(義務教育学校後期課程を含む)	62	48	80	97	95
合計	79	77	114	144	148

出典:日高市教育委員会

(10) 支援が必要なこどもの状況

①障がい児等への支援状況

(18歳未満の障がい者手帳所持者数)

(単位:人)

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
身体障害者手帳	40	37	35	27	33
療育手帳	103	110	112	113	117
精神保健福祉手帳	4	3	5	7	14
合計	147	150	152	147	164

出典:日高市(各年4月1日現在)

(障がい児通所支援利用者数)

(単位:人)

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
児童発達支援	13	11	20	23	29
放課後等デイサービス	72	62	81	83	91
保育所等訪問支援	1	1	2	3	5

出典:日高市(各年4月1日現在)

②児童虐待相談の状況

(単位:件)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日高市	123	155	101	143	115
国	193,780	205,044	207,660	214,843	-

出典:日高市・厚生労働省

③外国籍のこどもの状況

(単位:人)

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
人数	70	72	59	60	62	60

出典:日高市(各年4月1日現在)

2 アンケート調査結果

本計画の策定に当たり、子育て支援サービスの利用状況や今後の利用意向、子育てに関する意見や日頃の生活状況を把握し、ニーズを十分に踏まえた計画とするため、次の方々を対象としたアンケート調査を実施しました。

(1) 概要

①調査時期 令和6年8月に実施

②調査対象

- ・市内在住で就学前のこどもを持つ保護者
- ・市内在住で小学生年代のこどもを持つ保護者
- ・市立小学校及び義務教育学校5年生
- ・市立小学校及び義務教育学校5年生の保護者
- ・市立中学校2年生及び義務教育学校8年生
- ・市立中学校2年生及び義務教育学校8年生の保護者
- ・市内在住で20歳以上～39歳未満の市民

③調査方法 web 調査（インターネットに接続できるスマートフォンやパソコンなどを使って、専用の入力フォームから回答）

④回収状況

対象者	配付数	回収件数	回収率
市内在住で就学前のこどもを持つ保護者	1,000件	358件	35.8%
市内在住で小学生年代のこどもを持つ保護者	800件	284件	35.5%
市立小学校及び義務教育学校5年生	420件	382件	91.0%
市立小学校及び義務教育学校5年生の保護者	420件	181件	43.1%
市立中学校2年生及び義務教育学校8年生	470件	415件	88.3%
市立中学校2年生及び義務教育学校8年生の保護者	470件	137件	29.1%
市内在住で20歳以上～39歳未満の市民	2,000件	332件	16.6%

(2) 結果抜粋

作業中

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の目指すべき方向性（基本理念）

令和5年12月に「こども大綱」とともに閣議決定された「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」では、すべてのこどもの生涯にわたる身体的・精神的・社会的な観点での包括的な幸福として、ウェルビーイングの向上を目指すことが掲げられています。

すべてのこどもや若者が、身近な愛情に包まれながら、自尊感情や自己肯定感を育み、社会との関わりを自覚しながら、自立した大人へと成長していくためには、切れ目のない支援が重要となります。

そのためには、一人ひとりのこども・若者の立場に立ち、こどもの権利を尊重しつつ、その最善の利益が確保される必要があります。

また、安心してこどもを産み育てることができる社会の実現に向けて、地域社会全体で、こどもや子育て家庭に寄り添いながら、しっかりと支える地域環境づくりの推進が求められます。

本市では、平成17年3月に策定した「日高市次世代育成支援行動計画（第1期：前期計画）」以降、次代を担うこどもたちが、心豊かで健やかに育つことは、まちの発展に欠かせないものであるという認識のもと、「こどもが まんなか 子育て応援団ひだか」という基本理念を掲げ、子育て支援のまちづくりに取り組んできました。

こどもや子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化する中で、ワーク・ライフ・バランスの推進とともに、結婚・妊娠・出産・育児の各段階に応じた切れ目のない取組と、地域・企業など社会全体の取組を両輪とした、総合的かつきめ細かな対応を行っていき、子育て支援を進めています。

今後においても、こども・若者が健やかに成長できるよう、多様な主体がともに連携・協働しながら、地域がつながり、誰もが互いに助け合い・支え合うことができるまちを目指します。

なお、こども・若者に関する施策を推進するに当たり、本計画で目指す基本理念を次のとおり掲げます。

こどもが まんなか こども・子育て応援団ひだか

2 基本方針

方針 1

こども・若者が夢や希望を持ち、健やかに成長・活躍できる日高市

- こども・若者が安心して過ごしながらか、様々な学びや生き抜く力を得るための糧となる多様な活動に接することができる場や機会など、こども・若者の成長を育み、こども・若者とともにつくる居場所の充実を目指します。また、こども・若者の社会的活動への参画の推進を目指します。
- 親と子の健康支援や、様々な状況にあるこども・若者への支援、こども・若者を取り巻く犯罪などの危険への対策等により、すべてのこども・若者が健やかに成長することを目指します。
- 虐待のない社会を実現するとともに、実親による養育が困難であれば、家庭養育を優先しながら、家庭と同等の養育環境である里親等による養育を行うなど、生まれ育った環境に左右されずに成長し、自立できるよう支援する社会を目指します。
- キャリア教育や就労支援により、自らの可能性に果敢に挑戦するこども・若者が未来を切り拓いていけることを目指します。

方針 2

こども・若者を地域全体で支え、だれもがこどもを生み育てることに喜びを実感できる日高市

- こども・若者や子育て家庭が暮らしやすい社会の実現に向け、気運の醸成やまちづくりの推進を目指します。
- 結婚・出産に希望を持つ人が、安心してこどもを生み育てられるように、家庭での子育てを支援するとともに、地域全体で子育て家庭を支えることで、孤独や不安を軽減し、安心して子育てできる社会の実現を目指します。
- 変化する時代にこども・若者が対応する力を持てるよう、学校教育の充実や自立的な「子育て」の推進を目指します。
- 学校や地域、NPO等の多様な担い手が、それぞれの得意分野や知見を生かし、子育てしやすい環境づくりに向けた活動ができる社会の実現を目指すとともに、働き方改革の進展に合わせ、ともに家事・育児を担う「共育て」の推進を目指します。

基本施策1 こどもの権利を大切にする日高市

- “日高” に暮らす子どもたちすべてが、人として尊ばれ、安心して育つ環境のもと、夢に向かって自分らしく成長できるまちを目指します。
- こどもの意見が尊重され、地域やまちづくりに反映されるこどもにやさしいまちづくりを推進します。

基本施策2 こどもの健やかな育ちを支える日高市

- すべてのこども・若者の学びや遊び、体験する機会を確保するとともに、一人ひとりの状況に応じた支援や居場所を提供し、健やかな成長を支えます。
- 夢や志を持ち、粘り強く挑戦し、自らの人生を切り拓き、社会に貢献できる人づくりを推進します。

基本施策3 若者の自立と社会参加を支援する日高市

- 若者が、多様な価値観にふれながら、未来に向かって自分らしく歩んでいけるよう、様々な人や地域との関わりを創出します。
- 悩みを抱えた若者が、安心感を得ながら、社会と自分の距離感でつながりを育んでいけるよう、一人ひとりの状況に応じた支援に努めます。

基本施策4 妊娠・出産・子育てを切れ目なく支援する日高市

- 母子保健事業と子育て支援事業を一体的に実施することで、安心してこどもを産み育てられる環境づくりを進め、妊娠期から子育て期にわたるまでの包括的な切れ目ない支援を推進します。
- 家族が協力して子育てをし、それを地域社会全体で支える環境を整備するため、保育所等における一時預かりや病児・病後児保育などの一時的な保育サービスの充実を図ります。また、ワーク・ライフ・バランスや共働き・共育てに関する周知・啓発を推進します。
- 保護者が気軽に子育て相談できる居場所の確保や、デジタル技術を活用した情報提供に努め、こども・子育て家庭のウェルビーイングの向上を図ります。

基本施策5 困難を抱える子育て家庭を支援する日高市

- こども・若者が、家庭環境に関わらず、夢や希望を持って生きていくことができるよう、生活の安定のための支援、教育の支援、保護者の就労支援など様々な面から、関係機関と連携した支援に取り組めます。
- 外国人や障がいのあるこども・若者が社会から取り残されることがないように、関係機関との連携を一層強化し、情報を共有しながら切れ目のない支援を行っていきます。

基本施策6 こども・若者の成長を地域全体で支える日高市

- 子育ての人材や経験、施設などの福祉・教育の資源を有効に活用しつつ、こども・若者を見守り、支え合うことができる仕組みづくりに取り組みます。
- 地域の人々を始め、社会を構成する様々な団体や企業等が協力し、保護者に寄り添い一体となって、子育てや子育てを支援できるよう環境づくりを進めます。
- こども・若者が住み慣れた地域で、安全かつ安心して生活できるよう、公共施設や住環境の整備・改善に努め、こども・若者や子育て家庭にもやさしい「福祉のまちづくり」を進めます。
- こども・若者が事故や犯罪被害に遭わないための取組や対策を進め、関係者や関係機関に対する情報提供や情報共有に努めます。

3 施策体系

基本理念

こどもが まんなか こども・子育て応援団ひだか

基本方針

基本方針 1 こども・若者が夢や希望を持ち、健やかに成長・活躍できる日高市

基本方針 2 こども・若者を地域全体で支え、だれもがこどもを生み育てることに喜びを実感できる日高市

分野別取組

基本理念、基本方針実現のために6分野の目標を定め、下記体系に基づき取り組むことで指標の動向を確認しつつ、目標達成に向け取り組みます。

基本施策1

こどもの権利を大切に
する日高市

- ① こども・若者の権利に関する理解促進
- ② こども・若者の意見表明・参加の促進
- ③ こども・若者の権利侵害の防止、相談

基本施策2

こどもの健やかな育ちを支える
日高市

- ① こども・若者の居場所づくり
- ② 乳幼児期の教育・保育の充実
- ③ 誰一人取り残さない学びの提供

基本施策3

若者の自立と社会参加を
支援する日高市

- ① 若者の就業支援の充実、社会的自立の支援
- ② 困難さや生きづらさに直面する若者に対する支援
- ③ 出会いや結婚への支援

基本施策4

妊娠・出産・子育てを
切れ目なく支援
する日高市

- ① 親と子の健康づくりに向けた支援
- ② 子育て家庭への支援
- ③ 妊娠・出産や子育てに関する相談・情報発信体制の充実

基本施策5

困難を抱える子育て
家庭を支援する日高市

- ① こどもの貧困対策の推進
- ② ひとり親家庭への支援
- ③ 特別な支援を必要とするこどもや家庭への支援

基本施策6

こども・若者の成長を
地域全体で支える日高市

- ① 子育て関連団体の活動促進
- ② 地域における子育て支援ネットワークの強化
- ③ 子育てしやすいまちづくり
- ④ こども・若者の安全・安心の確保

第4章 施策の展開

国・県の指針、ならびに日高市における課題と基本目標を踏まえ、体系化した6つの基本施策ごとに、「具体的施策」及び「主な取組・事業」の取りまとめを行います。

また、本計画の計画期間である令和7年度から令和11年度までの5年間の成果指標については、国・県の指標と整合性を図るとともに本市の状況を踏まえ、以下の8つを達成すべき指標として設定します。

成果指標

	項目	現状値	目標値（令和11年度）
①	保育サービスの満足度 ※『満足度が高い』（「満足度がやや高い」＋「満足度が高い」）	36.8% （令和6年）	45%
②	「自分が幸せだと思う」と思う子ども・若者の割合 ※『思う』（「思う」＋「どちらかといえば、そう思う」）	86.1% （令和6年）	90%
③	「あなたの周りには、子どもや若者の遊びや体験活動の機会や場が十分にある」と思う子ども・若者の割合 ※『ある』（「ある」＋「どちらかといえばある」）	24.1% （令和6年）	30%
④	「子ども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思う子ども・若者の割合 ※『思う』（「思う」＋「どちらかといえば、そう思う」）	8.7% （令和6年）	20%
⑤	「孤独であると感じる」と思う子ども・若者の割合 ※『ある』（「たまにある」＋「時々ある」＋「しばしばある・常にある」）	44.6% （令和6年）	30%
⑥	合計特殊出生率	0.98 （令和4年）	1.2
⑦	40歳時点の未婚率（30～34歳）	男性 58.1% 女性 39.5% （令和2年）	男性 50.0% 女性 35.0%
⑧	子ども食堂の数 （こどもの居場所づくりを含む）	4箇所 （令和6年）	6箇所

基本施策 1 こどもの権利を大切にする日高市

国は、「こども家庭庁」を創設し、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることとしています。

また、こども大綱では、こども・若者が、自らの権利、心や身体、社会に関する必要な情報や正しい知識を学び、それらに基づいて将来を自らが選択し、生活の場や政策決定の過程において安心して意見を言える環境づくりを求めています。また、すべてのこども・若者が、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、社会全体で支えていくことを求めています。

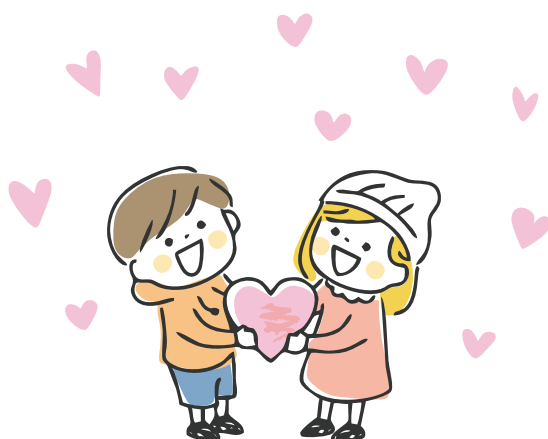
本市においては、いじめの認知件数や不登校件数、児童虐待を含む相談件数は増加しており、こどもの権利侵害が危惧されています。したがって、こどもの権利に関する啓発活動など、こどもの権利を大切にするまちづくりの一層の推進が必要です。

基本施策体系

基本施策 1

こどもの権利を
大切にする日高市

- ①こども・若者の権利に関する理解促進
- ②こども・若者の意見表明・参加の促進
- ③こども・若者の権利侵害の防止、相談



具体的施策① こども・若者の権利に関する理解促進

こどもの権利が真に尊重される社会をつくるため、すべての市民がこどもの権利について理解を深めることができるよう、様々な機会をとらえて「こども基本法」や「こどもの権利条約」の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行います。

こども・若者に関わり得るすべての大人を対象に、人権に対する理解を深め、人権尊重の意識を高める人権啓発活動を推進します。

●こども・若者の権利に関する普及啓発

こどもたちが様々な人権問題への関心や理解を深め、人権意識を高められるよう、こども・若者向けのパンフレット等の配布や、動画をホームページに公表することで、こども・若者の権利について広く発信します。

●人権啓発活動の推進

地域における生涯学習・社会教育の拠点施設である公民館や図書館等を中心に、こどもの人権に関する学習の場の提供や、研修会・講演会等の啓発事業を推進します。

●豊かな心の育成

こどもたちが人権に関し、正しい理解を深め、自他の人権や多様性が尊重された社会づくりを進める行動力を身につけることができるよう、教育活動を通じ、人権意識の育成・向上に取り組めます。

(主な取組・事業)

事業及び取組	今後の取組	主管課
学校人権教育推進事業の実施	学校の教育活動全体を通じて、人権尊重の意識を高める教育を行います。	学校教育課
人権教育推進事業の実施	こどもの人権を無視した児童虐待の発生を予防し、早期に発見できる地域社会をつくるために、全ての大人が児童虐待に対する認識を深めるための講演会などを行います。	生涯学習課
「こどもの権利に関する条約」の普及啓発	こどもの権利擁護を推進するため、広報紙等を活用し、条約の普及啓発に努めます。	子育て応援課 こども家庭センター

具体的施策② こども・若者の意見表明・参加の促進

「こども基本法」や「こどもの権利条約」においては、こどもの意見表明権と意見の尊重は基本理念とされており、こどもに関する施策を策定・実施・評価する際には、当事者であるこども・若者等の意見を聴き、反映させることが義務付けられています。

これらを踏まえ、こどもの意見表明権について、広く周知・啓発に努めるとともに、施策に関するこどもの意見聴取と反映については、全市的に取り組みます。

●教育・保育、学校におけるこどもの意見表明・参加

教育・保育や学校での日常的な活動において、こどもの意見表明・参加を促進するよう、こども、親・保護者、住民の意見を聴く機会を設ける取組を支援します。

また、職員がこどもの意見表明・参加の意義を学び、こどもの意見を受けとめ尊重するための研修を支援します。

●まちづくりへのこどもの意見表明・参加

こどもの生活や将来に多大な影響を及ぼす市の重要施策や計画を審議する際には、多様な機会を活用する等、まちづくり事業へのこどもの意見表明・参加を促進します。

不登校、外国人、障がいを持つこどもなど、参加しづらいこどもの意見表明・参加にも配慮を検討します。

(主な取組・事業)

事業及び取組	今後の取組	主管課
市民参加の促進	市民の意見を市政に反映するため、こどもを含めたすべての市民から広く意見を求める市民参加を推進します。	総務課
学校における意見表明の機会の創出	児童会や生徒会等の活動を通じ、こどもたちの意見表明や意見聴取の機会創出を図り、児童生徒にとってより良い学校づくりを目指します。	学校教育課 (各学校)
子ども議会の開催	こどもたちが一日議員となり、市政に関する質問や提案について、自らの言葉で一般質問を行う子ども議会を開催します。	議会事務局
審議会等における意見表明の機会の創出	市が設置する各審議会等において、審議や審査などを進める上で必要な場合には、こども・若者の意見を表明・聴取する機会を設け、より良い市政の推進を図ります。	政策秘書課

具体的施策③ こども・若者の権利侵害の防止、相談

すべてのこどもの人権が尊重され、いかなる身体的・心理的な虐待、放置や不当な取り扱い等から保護されるよう、家庭や学校が、地域や関係機関との連携を図り、まち全体での取組を推進します。

こどもに関する様々な問題について相談・支援体制の充実を図るとともに、重大な人権侵害である児童虐待やヤングケアラーについては、早期発見や状況把握に努め、適切な支援につなげます。

●相談体制の充実

児童生徒が悩みを抱え込まず、心にゆとりが持てるよう、学校等で気軽に相談し、効果的なカウンセリングが行えるよう相談体制の強化を推進します。

児童生徒がお互いを思いやる心を育てる教育の実践を推進し、いじめが起きない・いじめを起こさせないよう、「日高市いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、相談体制の充実を図ります。

●こども家庭支援センターの機能強化

すべての妊産婦、こども、子育て家庭への相談体制や支援をより一層充実させるため、「こども家庭センター」を設置しています。

「こども家庭センター」の機能強化を図るため、関係機関との連携強化や地域資源の開拓を進め、切れ目のない相談・支援メニューの充実を図ります。

●児童虐待の予防や早期発見・早期対応

妊娠期から保護者とのつながりを大切にし、切れ目なく支援することで、児童虐待の予防につなげます。育児や子育てに関する相談をはじめ、児童虐待防止の啓発を行うとともに、「日高市要保護児童対策地域協議会」を中心に、児童相談所などの専門機関との連携を図り、児童虐待防止に関する取組を推進します。

●ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラー¹については、本人や家族が自覚していないことが多く、顕在化しづらいことから、こども・若者や家族の思いに寄り添いながら、関係機関との連携により早期発見や状況把握に努め、適切な支援につなげます。

¹ ヤングケアラー：家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者のこと

●学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

学童期や青春期から自己肯定感の育成に努め、社会の一員として自立した生活を育むため、保健対策の充実を図ります。また、小児生活習慣病やむし歯の予防に関する事業の充実を図り、児童の生活習慣の改善に取り組みます。

(主な取組・事業)

事業及び取組	今後の取組	主管課
被害児童に対する支援活動の推進	犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた児童の精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、相談業務に携わる職員等の相談援助技能の向上を図り、児童や保護者に対する助言等、関係機関と連携したきめ細かな支援活動を実施します。	こども家庭センター 保健相談センター 学校教育課
DVや児童虐待への対応、相談窓口の普及	DV（ドメスティック・バイオレンス）や児童虐待被害者に対する相談、支援、一時保護等を関係機関と連携し、対応します。また、支援を必要とする方々はもちろん、それを支える方々に対して、こども家庭センターや家庭児童相談室に関する周知を図ります。	総務課 こども家庭センター
養育支援訪問事業の実施	養育支援が特に必要と思われる家庭を対象に、家庭訪問による支援を行い、家庭の中での適切な養育の実施を確保する事業を実施します。	保健相談センター
要保護児童対策地域協議会の開催	福祉や保健、医療、教育、警察などの関係機関が相互に連携し、児童虐待等の発生予防や早期発見・対応を図るために、会議を開催します。	こども家庭センター
児童虐待相談体制の充実	支援を必要とする方々はもちろん、それを支える方々に対して、こども家庭センターや家庭児童相談室に関する周知を図ります。また、職員等に対し、児童虐待防止に関する研修を行います。	こども家庭センター
思春期相談の充実	教育相談室において教育相談員と臨床心理士が電話相談や面接相談を実施します。 精神保健分野での相談については、精神保健福祉士・保健師・嘱託精神科医による相談を充実します。	保健相談センター 学校教育課
子ども・若者の心と健康への支援	精神保健医療や自殺予防に関する情報提供や相談支援を実施するなど、子ども・若者の心と健康への支援を行います。	保健相談センター
こども家庭センターの運営	児童福祉と母子保健の機能を組織的に一体化したこども家庭センターで、妊娠期から子育て期における切れ目ない相談・支援を行います。	こども家庭センター
いじめ・不登校対策の実施	いじめ・不登校対策として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置するとともに、教育支援センターの機能充実を図ります。	学校教育課

ヤングケアラーへの支援	こども・若者や家族の思いに寄り添いながら、関係機関との連携により、早期発見や状況把握に努め、適切な支援につなげます。	生活福祉課 こども家庭センター
--------------------	---	----------------------------

基本施策 2 こどもの健やかな育ちを支える日高市

こども大綱では、「幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、幼稚園、保育所、認定こども園の施設類型を問わず、安全・安心な環境の中で、幼児教育・保育の質の向上を図ることを通じて、（中略）一人一人のこどもの健やかな成長を支えていくこと」が求められています。

本市では、少子化の進行により学童保育室（放課後児童クラブ）の利用者は減少傾向にあります。引き続き、こどもが放課後を安全に過ごすために、適切な遊びや生活の場を提供できるよう、環境整備など、居場所づくりの充実が必要です。

また、教育・保育に関する各種施策により、大きく影響を受けるのはこども自身であることから、こどもの幸せを第一に考え、こどもの利益が最大限に尊重されるよう、十分に配慮することが必要です。こどもの視点を大切にし、すべてのこどもが豊かな心とたくましく生きる力を身に付け、自己肯定感を高めながら成長を続け、自立できるよう支援します。

基本施策体系

基本施策 2

こどもの健やかな育ちを
支える日高市

- ①こども・若者の居場所づくり
- ②乳幼児期の教育・保育の充実
- ③誰一人取り残さない学びの提供



具体的施策① こども・若者の居場所づくり

本市のこども・若者が、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長していけるよう、「こどもまんなか」の居場所づくりの実現を目指します。

●こどもの健全育成

地域社会における児童数の減少は、遊びを通じての仲間関係の形成や、社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響があると考えられるため、地域におけるこどもの居場所づくりを推進するとともに、公民館等を拠点とした様々な健全育成活動を進めます。

●こどもの居場所づくり

こども・若者が安心して過ごせる環境で、同世代に人や信頼できる大人等と出会い、多様な学びの機会や体験活動を通じ、自己肯定感や未来を生きる力を育む居場所づくりを推進します。

●遊びや体験の場の充実

身近で気軽に遊び・集い・交流する場である公園や公民館等において、こども・若者の自由な遊びや多様な体験活動の機会を提供し、健やかな育ちを支援します。

保育所や地域子育て支援センター等において、こども・若者が多世代の地域住民とふれあい・交流する機会を提供します。

●学童保育室の充実

就労等により、昼間、保護者が家にいない小学生（義務教育学校前期課程の児童を含む）の居場所としてのニーズに対応できるよう、学童保育室の整備・充実を図ります。

（主な取組・事業）

事業及び取組	今後の取組	主管課
放課後子ども教室の実施	小学生を対象に、放課後の学校施設を利用して地域のボランティア指導員によるスポーツや文化活動を通じ、地域との交流を図ります。	生涯学習課
地域子育て支援センターの充実	子育て親子に交流の場を提供し交流を促進するほか、地域資源の情報提供及び子育てに関する相談や支援を行うため、地域子育て支援センターの充実を図ります。	子育て応援課

こども食堂の活動支援	無料又は低額で食事を提供し、集まるこどもや地域住民が食を通じてつながるこども食堂の取組に対し支援を行い、共助の輪を広げる機会の拡大とネットワークの構築を図ります。	(社会福祉協議会)
保育所(園)における園庭開放の充実	乳幼児と保護者を対象に、入所児童や地域のこどもたちが一緒に遊ぶとともに、保育士が保護者の相談に応じ、保護者同士が交流できるよう、園庭を開放します。	子育て応援課
子育ての仲間づくりへの支援	乳幼児と保護者を対象に、育児学級などの機会の中で、仲間づくりを促進します。	子育て応援課 保健相談センター
子育てサークルなどへの公共施設の開放	乳幼児と保護者、子育てを終えた人たちなどで組織された、市民団体として登録している子育てサークルを対象に、交流や情報交換が行える場として公共施設を開放します。	生活福祉課 (総合福祉センター) (公民館) (生涯学習センター)
保育所などにおける交流事業の実施	保育所などにおいて、入所児の家族や地域の住民を対象に、楽しみながら幅広い世代間の交流ができる季節に合わせた行事を行います。	子育て応援課
こどもの居場所づくりの推進	家庭や学校以外の場所で、こども・若者が安心して過ごせる環境を確保するため、国・県の施策や事業と連携しながら、こどもの居場所づくりを推進します。	子育て応援課

具体的施策② 乳幼児期の教育・保育の充実

質の高い教育・保育の確実な提供に向け、体制や人材の確保や、保護者のニーズを踏まえた多様な保育サービスの実施など、教育・保育の充実に取り組みます。

乳幼児期の発達の特性を踏まえ、遊びと学びの充実を図りながら、安定した情緒のもとで幼児教育・保育を推進します。

教育・保育に携わる職員の資質や専門性の向上のため、職員研修の充実に努めるなど、教育・保育を支える基盤の強化を図ります。

●主体性と思いやりを育む幼児教育・保育の推進

教育・保育施設それぞれの理念や独自性に基づく教育・保育を尊重しながら、「主体性と思いやり」という観点に基づき、家庭や地域、学校など関係機関と連携しながら、こどもたちが健やかに成長できる環境の充実を図ります。

●多様化する教育・保育ニーズへの対応

保育サービスの提供に当たり、こどもの幸せを第一に考えるとともに、利用者の生活実態や意向を十分に踏まえた体制整備を図り、また、こどもを預ける保護者の安心の確保の観点から、保育サービスに関する積極的な情報提供に努めます。

●こども・子育てを支える専門人材の確保・育成

保育士等を安定的に確保するため、潜在保育士等の掘り起こしや、既に就業中の保育士等の就業継続への働きかけ、新規採用者の確保に向けた取組を行い、保育の質の確保や定員の維持を図ります。

●こどもが健やかに育つ環境づくり

一定規模を有する集団の中で多様な体験をすることにより、児童の社会性が醸成されていくことから、可能な限り適切な集団規模の確保に努めつつ、支援が必要なこどもについては、専門機関と連携し支援を実施します。

老朽化する保育施設については、将来的な在り方を考慮した施設の改修・改善等を検討し、こどもたちの安全確保に努めます。

(主な取組・事業)

事業及び取組	今後の取組	主管課
通常保育事業の実施	保護者の就労又は疾病等により家庭において保育をすることができない乳幼児を対象に、保育所や認定こども園などで保育します。なお、地域ごとの保育ニーズを把握し、施設の統廃合等を行うことで、保育の必要量は確保しつつ、保育の充実を図ります。	子育て応援課
延長保育事業の実施	民間保育園に通園する乳幼児の保護者を対象に、保護者の就労形態の多様化に対応するため、通常の開所時間を超えて保育します。	子育て応援課
夜間保育事業の実施	保護者が夜間に勤務する場合に、保育所で保育する事業の実施の必要性を検討します。	子育て応援課
休日保育事業の実施	保護者が休・祝日に勤務する場合に、保育所などで保育する事業の必要性を検討します。	子育て応援課
学童保育室における保育の実施	保護者の就労又は疾病等により、放課後の家庭が常時留守になっている小学生（義務教育学校前期課程の児童を含む）を対象に、学童保育室で保育します。また、市内の学校の余裕教室を活用した学童保育室の整備を行います。	子育て応援課
病児・病後児保育事業	保護者の就労又は疾病等により、疾病や疾病の回復期にある児童を保育できない場合に、保育所などで保育士または看護師が保育する事業の充実を図ります。	子育て応援課
ショートステイ（子育て短期支援事業）の実施	保護者の労働又は疾病等により、家庭において保育することができない児童を対象に、児童養護施設等で一時的に短期間預かります。	子育て応援課
家庭保育室における保育の実施	3歳児未満の乳幼児を対象に、保護者が就労により保育ができない場合に、少人数の乳幼児を家庭的な環境にある施設で保育します。	子育て応援課
サービス提供体制の整備	待機児童0名を維持するため、保育サービスの提供体制の充実に努めます。なお、保育施設の整備に当たっては、こども・子育て事業債など国・県の財政的な支援を活用します。	子育て応援課
家庭的保育事業の実施	保護者の就労や疾病等により家庭において保育することができない児童を対象とし、小規模保育事業所などの少人数規模の施設による保育を実施します。	子育て応援課
幼稚園の預かり保育事業の推進	夏休み等の長期休暇期間に、預かり保育を実施している幼稚園を支援します。	子育て応援課

福祉サービスに関する第三者評価事業の実施	保育など福祉サービスに関する第三者評価事業の普及・啓発に努め、事業の実施を検討します。	子育て応援課
こども家庭センターの運営（再掲）	児童福祉と母子保健の機能を組織的に一体化したこども家庭センターで、妊娠期から子育て期における切れ目ない相談・支援を行います。	こども家庭センター
保育人材の確保及び育成	保育士採用試験を計画的に実施するとともに、人材が不足する場合は、会計年度任用職員を効率的に配置します。 また、職員研修等の充実を図り、職員の資質や専門性の向上に努めます。	総務課 子育て応援課

具体的施策③ 誰一人取り残さない学びの提供

グローバル化や情報化、少子高齢化等、こどもを取り巻く環境が大きく変化する中、多様な変化に対応できる教育環境づくりを推進します。

家庭の環境や経済状況によって、こどもたちの将来が左右されることがないように、支援の充実を図ります。

いじめ・不登校等の対応や特別支援教育の充実など、複雑かつ多様な課題に適切に対応することができるよう、学校や家庭が地域や関係機関と連携した指導・相談体制の充実を目指します。

●グローバル人材の育成

変化が激しく予測困難な時代の中で、こどもたちが自らの手で豊かな人生を切り開いていけるよう、児童生徒一人一人の資質や能力を最大限に伸ばす「主体的・対話的で深い学び」の実現を図り、伝統と文化を尊重しながら、グローバル化や技術革新に対応する人材の育成を目指します。

●地域の教育力向上

こどもたちの学習機会の確保や学習意欲の向上を図るため、放課後日高塾や放課後子ども教室など、地域ぐるみで教育・学習をサポートする体制を維持し、地域の教育力向上に努めます。

●すべてのこどもの学びの保障

経済的理由等により、就学困難な児童生徒に対する就学援助費等の補助制度や、高等学校等への進学希望者に対する入学準備金の融資制度の継続に努めます。

いじめ・不登校等の課題に対してスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、臨床心理士等と連携し、相談支援体制の充実を図り、学習環境の維持確立に努めます。

(主な取組・事業)

事業及び取組	今後の取組	主管課
外国語指導助手を活用した国際理解教育の実施	英語を母国語とした外国語指導助手を各学区に1人以上配置し、小・中・義務教育学校の児童生徒を対象に、国際理解教育を行います。	学校教育課

海外留学疑似体験事業の実施	市内の中学校・義務教育学校に通う生徒を対象に、オーストラリア留学を疑似的に体験する海外留学を疑似体験事業に体験します。	学校教育課
学校教材等の整備	児童生徒の学習意欲の向上や授業等の円滑な進行を図るため、学習教材や備品、学校図書等を整備し、教育環境の充実を図ります。	学校教育課
学校施設等利用促進事業の実施	余裕教室などの施設を、地域住民が有効活用し、地域との交流や連携を図ります。	教育総務課 学校教育課
教育の情報化の推進	教育の情報化の推進を図るため、各学校の ICT 環境を整備し、教育内容の充実を図ります。	学校教育課
保育所（園）、幼稚園の情報提供	保育や教育内容に関する案内資料を作成したり、広報やホームページに掲載して情報提供を行います。	子育て応援課
ふれあい相談員やスクールカウンセラーによる相談の実施	児童生徒とその保護者、教員を対象に、教育相談を行います。また、専門的知識を持つふれあい相談員やスクールカウンセラーによる相談を行います。	学校教育課
教育相談室での教育相談の実施	教育相談員が保護者や教員の相談にあたり、問題解決に必要な指導や助言を行います。	学校教育課
教育支援センター「ユリイカ」での支援	教育指導員が不登校の小・中・義務教育学校の児童生徒の適応指導に関わる相談と援助等を行います。	学校教育課
こどもの学習支援事業	生活保護受給世帯及び生活困窮者世帯の中高生を対象に学習支援・進路相談を行います。	生活福祉課
就学支援事業の実施	就学予定の障がいのある幼児や児童生徒の保護者を対象に、就学についての支援や相談を行います。	学校教育課
特別支援学級の設置	障がいのある児童生徒を対象に、一人一人に合った適切な教育を推進する学級を設置します。	学校教育課
いじめ等の問題に関する相談援助の推進	教育相談室において電話相談や面接相談を実施します。また、教職員に対しては、相談援助技術を向上するため、研修会を実施します。	学校教育課

思春期相談の充実	教育相談室において教育相談員と臨床心理士が電話相談や面接相談を実施します。 精神保健分野での相談については、精神保健福祉士・保健師・嘱託精神科医による相談を充実します。	保健相談センター 学校教育課
----------	--	---------------------------

基本施策 3 若者の自立と社会参加を支援する日高市

こども大綱では、「若い世代が『人生のラッシュアワー』と言われる様々なライフイベントが重なる時期において、社会の中で自らを活かす場を持つことができ、現在の所得や将来の見通しを持てるようにする」ことが求められています。

若者が自信を持って社会へはばたき、自らの力で未来の社会をよりよいものに変えていく力を身に付けることが必要です。

特に、社会的自立の礎となる「生きる力」は、乳幼児期から若者期まで、それぞれの発達段階に応じて、切れ目なく継続的に培われるものです。

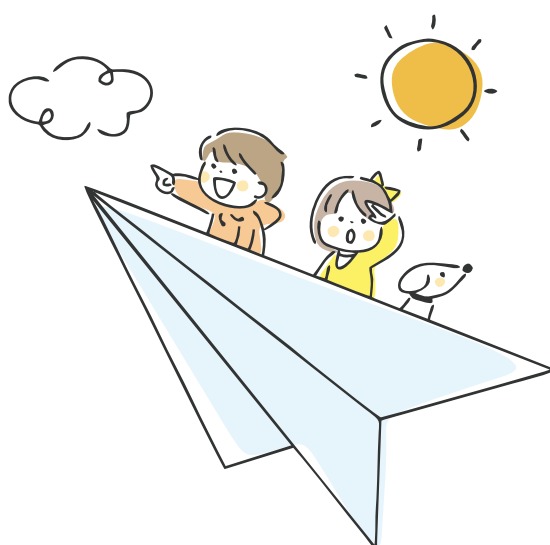
このことから、本市では、福祉・保健・教育・医療など様々な分野との連携をさらに強化し、義務教育以降においても切れ目ない支援の実現と、社会的自立に向けた学びや参画の機会の創出を目指します。

基本施策体系

基本施策 3

若者の自立と社会参加 を支援する日高市

- ①若者の就業支援の充実、社会的自立の支援
- ②困難さや生きづらさに直面する若者に対する支援
- ③出会いや結婚への支援



具体的施策① 若者の就業支援の充実、社会的自立の支援

若者が多様な活動に参加しながら、新たなことにチャレンジしていけるよう、支援の充実を図ります。本市に暮らす若者が、「現在」を充実させていく中で「未来」を描けるよう、様々な体験・活動の機会を創出し、若者の可能性を高めます。

●若者のキャリア形成

若者が安心して働き、安定した生活を送ることができるよう、ハローワークや県等との連携により、就職相談会やセミナー等を開催します。

地元企業や連携協定を締結する大学と協力し、若者の職場体験などの機会の創出を図ります。

●若者による社会参加・社会貢献活動の促進

ボランティアについての啓発講座や、社会とのつながりの大切さに関する講座など、若者の視野が広がるような教育機会を創出し、若者へ積極的に周知します。

また、観光や農業など本市の社会資源を生かしながら、若者が参加しやすい社会参加・社会貢献活動の充実を図ります。

●青少年の健全育成

若者が安心感や生きやすさを得られるよう、若者が巻き込まれやすいトラブルの防止を目的とした情報等をわかりやすく周知します。

また、犯罪被害を防ぐため、警察や関係機関・団体と定期的に情報交換を行う体制づくりを推進します。

(主な取組・事業)

事業及び取組	今後の取組	主管課
中・義務教育学校の生徒職場体験事業の実施	中学生（義務教育学校後期課程の児童を含む）の生徒を対象に、将来の進路選択の参考となるよう、市内の農家や商店、工場、企業、公共施設においてさまざまな職場体験活動を行います。	学校教育課
合同就職相談会の開催	業務拡大などにより、広く人材を募集する企業と求職者とのマッチングを図るため、ハローワークや県と協力し、合同就職相談会を開催します。	産業振興課

創業支援セミナーの開催	起業を目指す方々を支援するため、商工会と連携し、経営・財務・人材育成・販路開拓についての知識習得を目指す「創業塾」を開催します。	産業振興課
創業支援補助金の交付	新事業の創出や企業を支援するため、新たに市内で創業した方を対象に法人設立に係る経費や、個人事業主が創業時に必要な備品購入などの経費の一部を助成します。	産業振興課
青少年の健全育成の推進	青少年の非行や犯罪を防止するため、学校・家庭・地域等が一体となって、啓発活動や青少年育成のための活動を推進するとともに、関係機関と連携した取組を進めます。	生涯学習課

具体的施策② 困難さや生きづらさに直面する若者に対する支援

悩みや不安を抱える若者やひきこもりの状態になった若者が、一人で悩まず、自らのペースで歩みを進められるよう、安心できる居場所を確保するとともに、一人一人に合った支援の充実を図ります。

●気軽に相談できる体制の整備

悩みや不安を抱える若者やその家族が相談しやすい環境を整えるとともに、適切な支援につながるよう、関係機関の連携を推進します。

●生活に困っている若者への支援

生活に困っている若者に対し、関係機関と連携し、生活全般に渡る包括的な支援を行います。

●ひきこもり状態にある若者や家族への支援

ひきこもり状態にある若者やその家族が相談できる機関を周知するとともに、相談員の資質向上に努めます。また、関係機関と連携し、引きこもり支援の充実を図ります。

●こころの健康に向けた支援

こころの健康の保持増進を図るため、講演会やイベントなどの機会を通じた普及啓発に努めます。また、こころの悩みを抱える方やその家族に対し、保健師や精神科医による相談機会を提供します。

(主な取組・事業)

事業及び取組	今後の取組	主管課
思春期相談の充実	教育相談室において教育相談員と臨床心理士が電話相談や面接相談を実施します。 精神保健分野での相談については、精神保健福祉士・保健師・嘱託精神科医による相談を充実します。	保健相談センター 学校教育課
こころの健康づくり	こころの健康に不安を抱える方やその家族に対し、精神科医などが相談支援を行うとともに、関係機関と連携した取組を推進します。	保健相談センター
こどもの居場所づくりの推進	家庭や学校以外の場所で、こども・若者が安心して過ごせる環境を確保するため、国・県の施策や事業と連携しながら、こどもの居場所づくりを推進します。	子育て応援課

自立相談支援の実施	経済的な問題や心身の問題など、日常生活における不安や困りごとを抱える方を対象に関係機関と連携しながら、生活全般に渡る包括的な支援を実施します。	生活福祉課
------------------	--	--------------

具体的施策③ 出会いや結婚への支援

若者が自らの主体的な選択により、結婚、出産、育児を望む若者の希望がかなえられるよう、ライフデザインや、出会い・結婚への支援を推進します。

●多様な出会いの機会の提供

県の「SAITAMA 出会いサポートセンター」と連携し、若者の出会いの機会の機会を提供します。

●ライフデザインを考えるきっかけづくり

こども・若者が個々の希望どおりの生き方ができるよう、人生設計を考えるきっかけづくりとするため、仕事や働き方、恋愛、結婚、妊娠、出産、子育てなど、ライフステージごとの様々な情報を総合的に提供します。

(主な取組・事業)

事業及び取組	今後の取組	主管課
多様な出会いの機会の提供	県の「SAITAMA 出会いサポートセンター」と連携し、若者の出会いの機会の機会を提供します。	生活福祉課
ライフデザインに関する情報の提供	こども・若者が自らライフデザインを考えるきっかけとするため、庁内関係課や国・県などと連携しながら、必要な情報提供を行います。	子育て応援課

基本施策 4 妊娠・出産・子育てを切れ目なく支援する日高市

こども大綱では、「不妊症や不育症、出生前検査など妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化」や、「児童福祉と母子保健の一体的な相談支援等を行うこども家庭センターにおいて、産前産後から子育て期を通じた切れ目のない継続的な支援を提供できる体制の構築」が求められています。

母親にとって、妊娠・出産期は身体の変化により不安や悩みも多く、心身に大きな負担がかかる時期です。核家族化が進み、家族からの十分なサポートが難しい家庭も存在することから、適切な支援が課題となっています。特に、子育て家庭では、依然として母親が子育てを主に行っているケースが多く、社会等の理解も十分に進んでいないことから、子育てに関して母親が孤立し、ストレスを感じている場合が少なくありません。

このため、企業や事業者に対するワーク・ライフ・バランスや働き方改革への意識啓発を進め、仕事と家庭生活、地域活動等を調和させた豊かな暮らしを実現させることが求められており、親子が気軽に集えるような場の提供や、子育てに悩みを抱える方々に対する相談体制を充実するなど、子育て家庭の不安や負担を少しでも軽減する必要があります。

基本施策体系

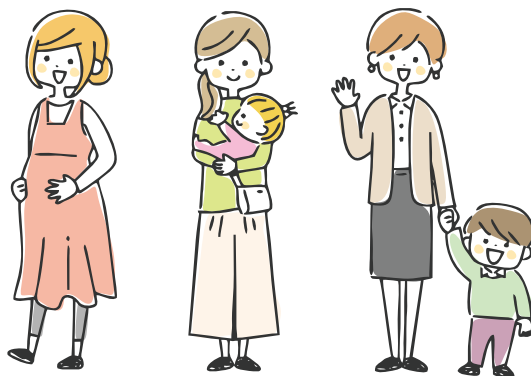
基本施策 4

妊娠・出産・子育てを
切れ目なく支援する日高市

①親と子の健康づくりに向けた支援

②子育て家庭への支援

③妊娠・出産や子育てに関する相談・情報発信体制の充実



具体的施策① 親と子の健康づくりに向けた支援

妊娠から出産後もこどもの生涯にわたる心と身体の健康づくりに向けて、健康診査や訪問、各種講座等を実施し、継続的な相談支援や情報提供に取り組みます。

また、適切な生活習慣の形成を図るとともに、親と子の望ましい食習慣の確立に向け、学校・家庭・地域が連携し、体験活動をはじめとする食育の機会の充実を図ります。

●不妊治療への理解促進と支援

不妊治療について正しく理解してもらうために、広報やホームページ等を通じて啓発するとともに、不妊治療に関する不安や悩みを軽減・解消するため、医療機関等と連携して情報提供や相談体制の充実に努めます。

●次代の親の育成

男女が協力して家庭を築くことやこどもを生み育てることの意義について、各分野が連携しながら効果的な取組を進めるとともに、家庭を築きこどもを生み育てたいと思う男女が、その希望を実現できるような地域社会の環境整備を進めます。

●乳幼児健康診査等の充実

こどもの適切な健康指導により、病気や発達の遅れに対する早期発見・早期治療が行えるよう、各種健康診査の受診率向上と充実を図ります。

また、乳幼児健康診査を踏まえ、支援の必要なこどもへの継続的なフォロー体制を充実するとともに、母親の体調や育児の悩み等を把握し、必要に応じて専門機関による相談支援や医療機関の受診につなげます。

●子育て支援サービスの充実

専業主婦やひとり親の家庭を含め、すべての子育て家庭に対する支援を行う観点から、相談内容に応じて必要な情報提供や助言を行う等、効果的・効率的な子育て支援サービスの提供に努めます。

●産後の支援体制の充実

安全で安心した子育てができるよう、すべての赤ちゃんを対象に保健師等が各家庭を訪問し、乳児の発育や母親の健康についての確認や相談、保健指導を行います。また、出産後に家族からの支援が受けられないケースについては、一定期間の宿泊を伴うサービスを活用するなど、母子に対する心身のケア・育児指導等の支援を行います。

●小児医療体制の確保

小児医療体制の確保や切れ目のない支援に向けた連携強化を図るとともに、こどもの疾病予防・早期発見のために、「かかりつけ医・かかりつけ歯科医」の普及・啓発に努めます。

●食育の推進

朝食欠食等の食生活習慣の乱れや、特に思春期に見られる摂食障害など、こどもの心と身体の問題について、保健や教育を始めとする様々な分野が連携しつつ、乳幼児期から思春期までの発達段階に応じた食に関する学習機会や情報の提供を進めるとともに、こどもを対象とした食事づくりなどの体験活動の充実を図ります。

(主な取組・事業)

事業及び取組	今後の取組	主管課
離乳食講習会の実施	4 か月児健康診査、10 か月児保育相談、離乳食講習会にて栄養相談及び離乳食の試食の提供を行います。	保健相談センター
健康診査事業の実施	特定健康診査の対象外となる 18 歳から 39 歳の人に対し、生活習慣病予防対策の一環として、疾患あるいはリスクの早期発見を図ります。	保健相談センター
健康まつりの充実	疾病予防、健康体力づくり支援の場として、各年代に応じた食生活や運動のあり方などを啓発する場としてイベントを開催します。 また、親子でも参加できる体験型の内容を充実します。	保健相談センター
こどもの健康づくりの推進	こどもの頃から生活習慣病を予防するため、学校や公民館などと連携を図り、乳幼児期から思春期までを対象とした健康づくりを推進します。	保健相談センター
母子健康手帳の交付	妊産婦、乳幼児の健康状態を記録し、各種保健・育児に関する情報を提供できる手帳を交付します。	保健相談センター
妊婦健康診査助成券等の交付	健やかな妊娠期を送り、安全な出産を迎えられるよう、妊婦健康診査助成券、産婦健康診査助成券、新生児聴覚検査助成券を交付し、受診を促します。	保健相談センター
妊婦歯科健康診査助成券の交付	妊婦や生まれてくる赤ちゃんの歯の健康を保つため、妊婦歯科健康診査助成券を交付し、受診を促します。	保健相談センター

パパ・ママ教室（両親学級）の開催	妊婦と夫や家族を対象に、妊娠・出産・育児に関する知識を普及するとともに、子育ての仲間づくりの場となるよう、参加しやすく、交流しやすい教室を開催します。	保健相談センター
健康相談の充実	妊産婦や乳幼児を対象に、健康の保持・増進を支援するため、身体計測や栄養、保育の相談内容を充実します。	保健相談センター
10 か月児保育相談の充実	心身の成長・発達の著しい乳幼児期の節目にある10か月児を対象に、身体計測や栄養、保育の相談及び歯科に関する講話・相談などを行います。また、相談等の待ち時間を利用した、ボランティアの協力による「絵本をとおした親子のふれあい」の推進などを例に、育児不安を軽減する事業を実施します。	保健相談センター
乳幼児健康診査の充実	4か月児、1歳6か月児、3歳児、5歳児を対象に、身体計測や診察、尿検査、栄養・保育相談などを行います。また、疾病や心身の発達の遅れを早期に発見し、治療や相談につながるよう適切な情報を提供します。	保健相談センター
妊産婦・新生児・乳幼児への訪問による相談及び支援の充実	妊産婦と新生児、乳幼児の中で、希望者や訪問による相談が必要と思われる人を対象に、安全な妊娠や出産、育児不安の軽減を図るため、保健師の訪問による支援を行います。また、出産後の母の精神面を支援するための内容を充実します。	保健相談センター
育児学級（赤ちゃんサロン、子育て広場）の開催	3～4か月児や1歳未満児など該当する乳児と保護者を対象に、身体計測や乳児の育児講話や親子遊びの体験、親同士の交流などを行います。	保健相談センター
予防接種の実施	乳幼児や児童、生徒を対象に、感染症の発生やまん延を未然に防ぐため、各種定期予防接種を行います。	保健相談センター
健診未受診者等への訪問や電話による相談及び支援の充実	健診の未受診者を対象に、訪問や電話による相談及び支援内容を充実します。	保健相談センター
乳幼児の歯科保健の充実	1歳6か月児や3歳児健康診査受診者を対象に、歯科検診及び歯みがき指導を行います。また、10か月児保育相談来所者に対して、歯科衛生士による歯科保健の講話や相談を行います。さらに、こどもの歯の相談や2歳児の歯とおやつの教室を実施し、歯科衛生士によるむし歯予防の話・口腔内テスト・歯みがき指導を行います。	保健相談センター
産前産後サポート事業の実施	産前産後の一定期間において、一時的に家事援助、育児援助を行います。	子育て応援課
子育て応援ギフト「きらきらパック」の進呈	生後1年未満のこどもがいる家庭を対象に、地域商品券や育児スタートサポート券、木製品をセットにした「子育て応援！きらきらパック」を進呈します。	子育て応援課

小児救急医療体制の整備	診療を確保するために、休祝日・夜間診療所等に対し、運営負担金を交付し体制を整備します。	保健相談センター
地域における食育の推進	児童に健全な食習慣を普及するため、夏休みに実施している「ひ・まわり探検隊」の体験講座の中で、食生活改善推進員の協力による料理講習会等を行います。	保健相談センター
保育所（園）、学校等における食育の推進	こどもの頃からの健康な体づくりを支援するため、食に対する正しい知識と望ましい食習慣を身につける「食育」を推進します。また、地域の食文化を体験できるように、地元農畜産物や郷土料理について給食を通じて広めていきます。	子育て応援課 学校教育課
利用者支援事業（基本型）の実施	子育てに関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、こども家庭センターが実施する「利用者支援事業（こども家庭センター型）」と連携し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を実施します。	子育て応援課
利用者支援事業（こども家庭センター型）の実施	助産師、保健師等の専門職が妊産婦等の状況を継続的に把握し、妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的な相談支援を提供します。	こども家庭センター
未熟児養育医療費支給事業の実施	未熟児が指定医療機関に入院した期間の入院医療費を助成します。	保健相談センター
乳児家庭全戸訪問事業の実施	乳児のいる全ての家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、子育ての孤立化を防ぎます。また、新生児訪問と同時に実施し、内容の充実を図ります。	保健相談センター
こども・若者の心と健康への支援	精神保健医療や自殺予防に関する情報提供のほか、相談支援を実施するなど、こども・若者の心と健康への支援を行います。	保健相談センター
不妊や不育症に関する支援	不妊検査や不育症検査を受けた方に、検査費用の一部を助成します。また、不妊や不育症に関する悩みに対応するため、県と連携した相談支援を実施します。	保健相談センター
産後ケア事業の実施	出産後の母子に対する心身のケアや育児のサポートを行うため、助産師等が訪問する居宅訪問型に加えて、産院等に宿泊する短期入所型、産院等に日帰りで滞在する通所型の産後ケア事業を実施します。	保健相談センター

具体的施策② 子育て家庭への支援

子育て家庭の負担を軽減するため、手当の支給や医療費の助成、住宅の支援など、経済的な支援を実施します。

共働き家庭の増加やひとり親家庭等による保育ニーズに対応し、子育てと仕事の両立を支援するため、就労形態の多様化や、保護者の選択に基づき、必要な保育を受けられるよう、延長保育や一時預かり等の多様なサービスの充実を図ります。

少子化の進展や共働き家庭の増加により、多様化する子育てニーズや要望への対応を図ります。また、ワーク・ライフ・バランスや、男女共同参画の推進など、子育てしやすい就労環境づくりを進めます。

保護者の就労の有無や利用目的を問わず、0～2歳のこどもが保育施設に通える「こども誰でも通園制度」に対応した環境づくりを推進します。

●伴走型相談支援と出産・子育て応援給付支援金

妊娠期から出産・子育てまで保健師等が一貫して相談に応じ、必要な支援につなぐ「伴走型相談支援」と、出産・育児関連用品の購入や子育てサービスの利用等への経済的支援をとって「出産・子育て応援給付金」の支給を併せて実施します。

●こども医療費の助成

こどもの疾病の早期発見と早期治療を促進するとともに、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、18歳年度末（高校生世代）までのこどもに係るの医療費の一部負担金を助成します。

●保育サービスの充実

保護者の就労形態の多様化など変化する保育ニーズに対応すべく、延長保育や一時的保育による受け入れを実施します。

また、保護者が安心して就労できるよう、病気または病気の回復期にあるこどもを一時的に保育する病児保育・病後児保育の充実を図ります。

●男女共同参画の推進

男女共同参画についての正しい理解の浸透が図られるよう、あらゆる機会を捉えて周知・啓発に取り組めます。

●仕事と子育ての両立支援

性別に関わらず、仕事と子育てが両立できるよう、ワーク・ライフ・バランスや働き方への意識啓発を行います。

また、男性の育児参加を促すための支援を行うとともに、関係機関や企業等と連携をしながら、出産や育児により退職した女性の再就職の支援を推進します。

(主な取組・事業)

事業及び取組	今後の取組	主管課
子育て家庭優待制度（パパ・ママ応援ショップ）	18 歳年度末までのこどもを持つ家庭及び妊娠中の人がいる家庭に優待カードを配布し、協賛店舗を利用する際に、優待や特典が受けられるパパ・ママ応援ショップの周知を行います。	子育て応援課
一時的保育の充実	保護者が疾病や出産、通院、冠婚葬祭又はリフレッシュ等を理由に保育ができない就学前児童を対象に保育所などにおいて一時的に保育を行います。 また、多様なニーズに対応できるように提供施設の充実を図ります。	子育て応援課
ファミリー・サポート・センターの充実	保育所（園）への送迎や一時的な預かりなどを有償で行い、育児の援助を受けたい人で行いたい人からなる、子育てを地域で相互援助する会員組織の支援をします。 また、会員の確保に努めるとともに、事業内容を充実します。	子育て応援課
子育てのための施設等利用給付事業の実施	幼稚園などに通う主に 3 歳から 5 歳児の保育料を無償化し、保護者の入園料や預かり保育を含む保育料の経済的負担を軽減します。	子育て応援課
保育所などの保育料の軽減	保育所や認定こども園などへ通う児童について、兄や姉がいて同時に 2 人目以上の児童を入所させている保護者への保育料を軽減します。	子育て応援課
児童生徒に係る就学援助費及び奨励費補助事業の実施	経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者を対象に、学用品・修学旅行費など一部を援助します。	学校教育課
入学準備金融融資制度の実施	高等学校等に進学を希望する者の保護者で、資金調達が困難な方を対象に、入学準備金を融資します。	教育総務課
こども医療費支給事業の充実	18 歳年度末までのこどもの保護者を対象に、医療費の一部を助成します。 また、指定医療機関等における現物給付を継続します。	子育て応援課

児童手当の支給	次代の社会を担うこどもの健やかな育ちを支援するため、18 歳年度末までのこどもを養育している保護者を対象に、児童手当を支給します。	子育て応援課
男女共同参画の推進	固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女が共同して家事や育児に参画できるよう、市民や事業所、団体を対象に講座を実施するなど、意識啓発を図るとともに、男女共同参画を推進します。	総務課
父子手帳の配布	夫婦で出産・育児に取り組むきっかけづくりとなるよう「パパ・ママ教室」の参加者に父子手帳を配布します。	保健相談センター
父親を対象とした子育て教室の開催	父親を対象に、男性の育児参加に関する講演会や、父親同士が交流し、悩みの共感、情報の共有ができる教室を開催します。また、会員の確保に努めるとともに、事業内容を充実します。	子育て応援課
ワーク・ライフ・バランスの啓発及び情報の提供	仕事と生活の調和の実現に向けて、多様で柔軟な働き方が選択できるよう、事業主や労働者に対し、意識の啓発を図るとともに、広報等を活用した情報提供を行います。	産業振興課
各種制度のPR	市内の事業所を対象に、市の広報紙や商工会会報等を活用し、父親の育児休業や子ども看護休暇制度が盛り込まれた育児・介護休業法などの各種制度をPRします。	産業振興課
内職相談の充実	子育てや介護などの理由により働きに出られない内職希望者に対し、求職の受付や相談、あっせんを行います。受入可能な事業所を増やすなど、理解や協力が得られるような体制を整えていきます。	産業振興課
幼児家庭教育学級の充実	幼児の保護者を対象に、家庭での教育のあり方やこどもへの接し方を学ぶ機会を提供します。また、参加者同士の交流から、子育てに役立つ情報を交換し合えるよう、支援内容を充実します。	生涯学習課 (公民館)

具体的施策③ 妊娠・出産や子育てに関する相談・情報発信体制の充実

子育て家庭が抱える不安や悩みに対して、各家庭の状況に応じた相談に対応できるよう、体制の強化と充実、子育てに関する情報の周知・啓発を図りつつ、関係機関と連携しながら、切れ目のない支援に取り組めます。

●家庭教育への支援

こどもが基本的な生活習慣等を身につけられるよう、妊娠・出産・育児についての勉強会や講演会など、親同士が子育てについて楽しく学び、情報交換ができる機会を創出し、家庭における教育力の醸成を支援します。

●身近な相談体制の充実

こども家庭センターをはじめ、地域子育て支援センターや保育所・認定こども園など、身近な場所における子育て関連情報の提供や相談支援の充実を図るとともに、相談しやすい環境整備を併せて実施します。

●子育て支援情報の発信

本市の子育て関連情報を一元化して発信する情報誌の内容の充実を図るとともに、市ホームページや市広報紙での情報発信の充実を図ります。

(主な取組・事業)

事業及び取組	今後の取組	主管課
家庭児童相談室の充実	18歳未満の子ども及び保護者を対象に、さまざまな問題の解決を図るため、電話や面接による相談及び訪問を行います。 また、利用を促進するため、相談室の周知に努めるなど事業を充実します。	こども家庭センター
各種パンフレットの作成及び配置	子育て関連情報についてのパンフレットを作成します。 また、独自に作成したもの以外にも、関係機関が作成した各種パンフレットを公的機関や保育園、幼稚園、医療機関等の窓口配置するなど情報提供に努めます。	子育て応援課
市の広報やホームページの活用	市民に広く子育て情報が行き届くよう、市の広報紙やホームページを活用します。	子育て応援課

基本施策 5 困難を抱える子育て家庭を支援する日高市

本市における子育てを取り巻く環境は、核家族化、障がい児サービスの利用者の増加、そして共働き家庭の一般化や地域コミュニティの希薄化等により変化しています。

こども大綱では、「一人ひとりのこどもの健やかな育ちを等しく保障する」ことが掲げられており、虐待や貧困など家庭の状況、障がい等の事情により、社会的な支援の必要性が高いこどもやその家庭を含め、それぞれの事情・状況に応じた適切な支援が求められています。

子育てには、保育、教育、医療等のさまざまな費用が必要です。その中で、ひとり親家庭が就業により一定の安定した収入を得て経済的に自立できるよう支援することや、安心して子育てができるような相談体制の充実、子育て家庭への経済的・心理的な負担の軽減を図る必要があります。

また、障がいのあるこどもが増加している中、就学前の保育・教育体制の整備や、療育に携わる施設の質の維持・向上が課題であり、発達障がいのあるこどもとその家庭への支援の充実が求められています。

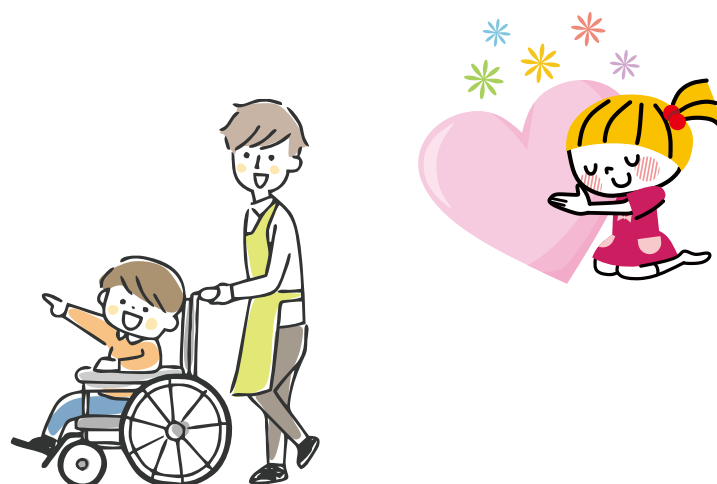
さらには、こどもが家事や家族の世話を担う、いわゆるヤングケアラーは、本人や家族に自覚がなく、また家族の問題として誰にも相談できないといった理由から、支援につながりにくい場合があるため、困難を抱えているこどもや家庭に気づき、見守り、必要に応じて適切な支援につなげていく必要があります。

基本施策体系

基本施策 5

困難を抱える子育て家庭を 支援する日高市

- ①こどもの貧困対策の推進
- ②ひとり親家庭への支援
- ③特別な支援を必要とするこどもや家庭への支援



具体的施策① こどもの貧困対策の推進

すべてのこどもは、可能性に満ちたかけがえのない存在であり、自分らしく、豊かに成長し、発達していく権利を有しています。

こどもまんなか社会の視点に立って、貧困や困難を抱えているこどもとその家庭の背景に様々な社会的要因があることも踏まえ、必要な支援に結びつくための体制づくりや、こどもの成長の段階に応じた切れ目のない支援により、こどもが生まれ育った環境等に左右されることなく、夢と希望をもって成長していくことができる社会の実現を目指します。

●成長段階に応じた切れ目のない相談支援

妊娠期から学齢期、社会的自立に移行する時期まで、それぞれの成長段階に応じた切れ目のない相談支援の充実を図ります。

保健相談センターや学校、相談機関など、こどもが成長する過程で接する様々な機関が、それぞれの関わりの中で異変や困難を把握し、必要とする支援につなげていきます。

また、困難を抱えているこども・若者や家族に、必要とする情報が届くよう、分かりやすい情報提供の充実に努めます。

●こどもの健やかな育ちと多様な学びの支援

一人ひとりのこどもが家庭の状況等に関わらず、将来に向かって「学ぶ力」を身につけ、豊かな心を育むために、ニーズを踏まえた学びの提供や、健やかな育ちを推進します。

学習に困難を抱えるこどもや不登校のこどもに対しても、学校以外の場所における多様な学習活動を含めた支援に取り組んでいきます。

●子育て家庭への経済的支援

保護者が経済的に自立できるよう、準備段階も含めた就労支援を実施するとともに、地域における居場所やつながりづくりなど、家族が安定した生活を継続していくために必要な総合的な支援を行います。

また、各種手当や貸付等支援制度に関する周知を図るとともに、子育て家庭の実態に即し、こどもの養育に資する経済的支援を実施します。

●こどもの居場所づくり・学習支援

家庭の経済状況に関わらず、学ぶ意欲のあるこどもが能力・可能性を伸ばすことができるよう、ひとり親家庭や、生活保護受給世帯、就学援助受給世帯の児童生徒を対象とした学習

支援の取組を推進します。また同世代の仲間と出会い、安心して過ごせる居場所づくりにつながる支援を行います。

(主な取組・事業)

事業及び取組	今後の取組	主管課
こども家庭センターの運営	児童福祉と母子保健の機能を組織的に一体化したこども家庭センターで、妊娠期から子育て期における切れ目ない相談・支援を行います。	こども家庭センター
こども食堂の活動支援	無料又は低額で食事を提供し、集まるこどもや地域住民が食を通じてつながるこども食堂の取組に対し支援を行い、共助の輪を広げる機会の拡大とネットワークの構築を図ります。	(社会福祉協議会)
こどもの居場所づくりの推進	家庭や学校以外の場所で、こども・若者が安心して過ごせる環境を確保するため、国・県の施策や事業と連携しながら、こどもの居場所づくりを推進します。	子育て応援課
こどもの学習支援事業	生活保護受給世帯及び生活困窮者世帯の中高生を対象に学習支援・進路相談を行います。	生活福祉課
自立相談支援の実施	経済的な問題や心身の問題など、日常生活における不安や困りごとを抱える方を対象に関係機関と連携しながら、生活全般に渡る包括的な支援を実施します。	生活福祉課

具体的施策② ひとり親家庭への支援

安定した生活により安心して子育てできるよう、ひとり親家庭に対する総合的な支援を推進します。

なお、支援の実施に当たっては、国・県と連携しながら取り組みます。

●ひとり親家庭の就業・自立支援

ひとり親家庭等の方が抱える様々な課題の解消を図るため、関係機関と連携し、自立に必要な情報提供や生活全般の相談に応じるとともに、求職活動に関する支援を行います。

●ひとり親家庭の経済的支援

児童扶養手当の支給、医療費の助成、母子・父子福祉資金の貸付、自立支援給付金の支給など、経済的な支援を実施するとともに、各種制度の周知に努めます。

(主な取組・事業)

事業及び取組	今後の取組	主管課
自立支援教育訓練給付金の給付	母子家庭の母又は父子家庭の父が適職に就くために必要な資格や技能を身に付けるため、市が指定する教育訓練講座を受講する場合に、その費用の一部を助成します。	子育て応援課
高等職業訓練促進給付金等の給付	母子家庭の母又は父子家庭の父が看護師などの就職に有利な資格取得のため、6か月以上養成機関で修業する場合に、一定期間について手当を給付します。 また、養成過程の修了後に一時金を給付します。	子育て応援課
母子・父子自立支援員の配置	ひとり親家庭及び寡婦に対し、職業能力の向上や求職活動に関する支援、自立に必要な情報提供や相談などを行うため、母子・父子自立支援員を配置します。	子育て応援課
児童扶養手当の支給	18歳未満の児童を養育しているひとり親家庭の母親又は父親もしくは養育者に対し、生活の安定と自立の促進を図るため、手当を支給します。	子育て応援課
ひとり親家庭等医療費支給事業の実施	ひとり親家庭の児童と母親もしくは父親又は両親のいない児童と養育者が、安心して医療を受けられるよう医療費の一部を助成します。	子育て応援課
助産施設入所措置事業の実施	保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由により病院などで出産できない妊産婦を対象に、助産施設入所の措置を行います。	こども家庭センター

母子生活支援施設入所措置事業の実施	さまざまな問題によって、児童の養育が困難な母子とともに施設に入所させ、保護します。 また、生活や住宅、教育等さまざまな問題について相談に応じ、自立を支援します。	こども家庭センター
ひとり親家庭の母又は父の就業支援の推進	ハローワークの生活保護受給者等就労自立促進事業を通じて、児童扶養手当受給者の就労支援を行います。また、県の就業支援専門員と連携し、就業支援を行います。	子育て応援課

具体的施策③ 特別な支援を必要とするこどもや家庭への支援

障がいのあるこどもやその家族のライフステージに沿って、保健・医療、福祉、教育・保育、就労等の支援と、支援者等による関係者間のスムーズな連携を促進し、切れ目の無い支援体制を目指します。

外国人が安心して子育てできるよう、多言語とやさしい日本語による子育て支援情報の提供に取り組めます。

●障がいのあるこどもへの支援

障がいのあるこどもが、できるだけ身近な地域で、障がいの特性に応じた支援が受けられるよう、関係機関と連携した取組を進めます。また、こどもの成長に必要な集団的な養育のため、保育所や幼稚園などにおける受入体制の整備促進を図ります。

医療的ケア児とその家族が身近な地域で必要な支援を受けられるように、保健・医療、福祉、教育・保育等の関係機関が連携し、地域における情報の共有や課題の整理を行うとともに、サービスの質の確保や向上など支援体制の構築に取り組めます。

●多文化共生社会への対応

子育てをする外国人を対象に、多言語翻訳機能や分かりやすい日本語を使用するなど、情報格差の解消に努めます。

(主な取組・事業)

事業及び取組	今後の取組	主管課
障がい児への訪問による相談及び支援	障がいがあるこどもの発達を支援するため、相談及び支援を行います。	障がい福祉課
発育発達相談など相談事業の実施	乳幼児健康診査などで、心身の発達がゆるやかと思われるこどもとその保護者を対象に、医師などの専門職による疾病の早期発見や適切な相談支援を行います。	保健相談センター
発達に関する育児相談事業の充実	発達が気になるこどもの集団適応や保護者の育児不安軽減を目的として、親子あそびを中心とした「福祉幼児教室」及び乳幼児健診で見守りが必要となったこどもを対象にした「あそびひろば」を開催するほか、言語聴覚士及び臨床心理士による指導や検査、相談体制の充実を図ります。 また、保育所などを対象にしたこどもの発達支援巡回事業を実施します。	子育て応援課

保育所（園）や学童保育室などでの障がい児受け入れ体制の整備	障がいや発達の緩やかな幼児や児童に対し、見守る保育士などを加えて配置するなど、保育所や学童保育室などでの児童の受入体制を整備します。	子育て応援課
心身障がい児通学奨励費補助金の支給	特別支援学校に通学している障がい児の保護者を対象に、通学を奨励するため、保護者の経済的負担を軽減します。	障がい福祉課
補装具の交付・修理及び日常生活用具の給付	身体障がい者手帳の交付を受けた身体障がい児を対象に、自立を支援するため、補装具の交付や日常生活用具の給付を行います。	障がい福祉課
障がい児福祉手当又は在宅重度心身障がい者手当の支給	在宅の重度障がい児を対象に、福祉の増進を図るため、手当を支給します。	障がい福祉課
障がい福祉サービスの給付	児童福祉法に基づき、児童発達支援、放課後等デイサービスなどのサービス給付を行います。	障がい福祉課
障がい児生活サポート事業の実施	在宅の身体障がい者手帳及び療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている障がい児を対象に、障がい児の福祉の向上と介護者の負担軽減を図るため、市に登録された民間サービス団体を利用し、介護人の派遣等を行います。	障がい福祉課
移動支援事業の実施	屋外での移動に困難がある障がい児について、外出のための支援を行います。	障がい福祉課
日中一時支援事業の実施	障がい児の日中における活動の場を確保し、障がい児等の家族の就労支援及び日常的に介護をしている家族の一時的な休息の確保を行います。	障がい福祉課
障がい児のための医療費の助成	重度心身障がい児を対象に、障がい児の保健と福祉の向上を図るため、医療費の助成を行います。	保険年金課
障がいについての理解を促すための市民への啓発	市民に対し、障がい者に対する「心の壁」を取り除くため、市の広報等を活用し、「障がい者の日」を周知するなど啓発を行います。	障がい福祉課
福祉スポーツ大会の開催	スポーツなどを通じて、障がい児相互、あるいは障がいのない人との交流が促進されるよう、スポーツ大会を開催します。	(社会福祉協議会)
小・中・義務教育学校での福祉教育の実施	児童生徒を対象に、社会福祉に関する問題を解決する実践力を身につけるため、地域や老人福祉施設、障がい児（者）施設、特別支援学校との交流を行います。	学校教育課

レスパイトケア事業の実施	超重症心身障がい児を在宅で介助している家族の精神的負担及び肉体的負担を軽減するため、一時的に介助の代替を行うサービスを提供します。	障がい福祉課
軽・中等度難聴児に対する補聴器の給付	身体障がい者手帳の交付対象とならない、軽・中等度の難聴児に対し補聴器を給付することにより、言語の習得、教育等における健全な発達を支援します。	障がい福祉課
小児慢性特定疾病児童に対する日常生活用具の給付	在宅の小児慢性特定疾病児童等に対し、日常生活上の便宜を図るための用具を給付します。	障がい福祉課
育成医療費の支給	障がい児の日常生活の便宜を増すために、障がいを改善したり、機能を回復できるような医療費の負担を軽減します。	障がい福祉課
相談支援事業の実施	障がい児の保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等を行う障がい者相談支援センターを運営します。	障がい福祉課
特別児童扶養手当の支給	精神または身体に一定の障がいのあるこどもを育てている方に対して、手当を支給します。	子育て応援課
多文化共生社会への対応	子育てをする外国人向けに多言語に対応した子育て支援パンフレットを作成するなど、多文化共生社会における啓発手段を検討します。	子育て応援課

基本施策 6 こども・若者の成長を地域全体で支える日高市

近年、こども・若者が巻き込まれる事件や事故が大きな社会問題になっています。

こども大綱では、「こども・若者の自殺対策、こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備、こども・若者の性犯罪・性暴力対策、犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備の充実」が求められています。

こども・若者の生命を守り、あらゆる犯罪被害や事件・事故、災害からの安全を確保することが、すべてのこども・若者が健やかに育つための大前提となるとの認識のもと、被害の防止や相談・支援体制の確立、継続的な啓発活動の実施など、総合的な対策を進める必要があります。

また、こども大綱では、「教育・保育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等の関係機関・団体が密接に情報共有・連携を行う『横のネットワーク』と、義務教育の開始・終了年齢や、成年年齢である 18 歳、20 歳といった特定の年齢で途切れることなく継続して支援を行う『縦のネットワーク』による包括的な支援体制の構築・強化」が求められています。

支援を必要とするこども・若者やその家族のニーズが多様化する中で、専門的な知識や技術を有する人材の育成・確保、社会資源の充足が課題となっています。

こども・若者の健やかな育成のためには、福祉分野のみならず、教育や医療など関係分野が連携を図り、包括的で切れ目のない支援を提供する体制の構築が必要となります。

こども・若者に対する総合的・包括的な支援を推進するためには、行政はもとより、関係機関や団体が有機的に連携しながら、地域社会全体で支える仕組みを整備することが必要となります。

基本施策体系

基本施策 6

こども・若者の成長を
地域全体で支える日高市

- ①子育て関連団体の活動促進
- ②地域における子育て支援ネットワークの強化
- ③子育てしやすいまちづくり
- ④こども・若者の安全・安心の確保



具体的施策① 子育て関連団体の活動促進

子育ては保護者のみならず、地域とのつながりの中で、地域ぐるみで取り組むことが必要です。地域コミュニティの多様な人材や資源を活用し、地域住民が主体となってこどもの活動支援や見守り活動が促進されるよう、関係機関・団体の支援を推進します。

●こども食堂への支援

こども・若者と地域住民とがつながり、安心して過ごすことができる居場所となることができるこども食堂を支援し、こどもの居場所として定着を図ります。

●子育てサークル等の活動支援

子育てサークル等の活動支援を行うとともに、ボランティア活動や地域住民の自主的な活動を育成・支援することにより、地域ぐるみで子育てを考え、サポートできるような取組を進めます。

●地域の教育力向上

学校応援団を始めとした地域学校協働活動を推進し、こどもたちの学習機会の提供による学ぶ意欲の向上や豊かな人間性の形成を図ります。地域ぐるみでこどもの教育、学習をサポートする仕組みづくりにより、地域の教育力向上を図ります。

(主な取組・事業)

事業及び取組	今後の取組	主管課
地域活動・ボランティア活動の推進	児童生徒を対象に、社会性や思いやりの心を育むため、こどもたちがボランティアとして地域活動や公民館活動に参加できるよう事業実施に努めます。	生涯学習課 (公民館)
ひ・まわり探検隊事業の実施	小学生(義務教育学校前期課程の児童含む)の夏季休業にあわせ、スタンプラリー等により市の歴史、文化等を学ぶ機会を提供し、将来を担うこどもたちの、ふるさと意識の醸成を図ります。また、公民館サークル、各種団体、学校、企業等による多種多様な体験教室を提供します。	生涯学習課
民間活力による青少年対策促進事業の実施	「地域のこどもは地域で守る」を合言葉に、地域、家庭、青少年関係団体等が互いに連携し一体となり、多くの市民が参加する青少年育成のための活動を展開します。また、青少年関係団体を支援します。	生涯学習課
日高市民まつりの開催	「ふるさと日高、元気な日高」を創出するため、日高の産業に親子で親しみ、楽しめるイベントを開催します。	産業振興課

あいあいまつりの充実	総合福祉センターにおいて、福祉ボランティア団体による出店や活動PR、フリーマーケット、また、こども向けアトラクションを行い、親子で楽しめる福祉・ボランティアの祭典を行います。	(社会福祉協議会)
「布の絵本」事業の実施	全てのこどもたちのために視覚や触覚により多角的に学べるように、ボランティア団体が作成した布の絵本を、貸出や学校訪問などで使用できるよう整備します。	生涯学習課 (図書館)
本との出会い・読書ふれあい事業の実施	図書館が中心となり、ボランティアや学校と協力して「おはなしポケット」「チムチムくらぶ」「かがくあそび」、また、学校を訪問しての「おはなし会」「ブックトーク(本の紹介)」の講座を実施します。	生涯学習課 (図書館)
図書館でのこども映画会などの開催	親子で楽しめる内容の映画を上映することも映画会を開催します。また、上映した映画の原作本を紹介するなど、読書活動の推進に努めます。	生涯学習課 (図書館)
新春ファミリーコンサートの開催	生演奏のクラシックコンサートを親子で鑑賞することで、家族のコミュニケーションを深めるとともに、こどもたちの情操を育むことを目的に、コンサートを開催します。	生涯学習課
こども俳句展の開催	小学生(義務教育学校前期課程の児童含む)を対象に、夏季休業中に詠んだ俳句を募集し、こどもの持つ豊かな感性や、想像力を育てます。また、優秀作品を表彰するとともに市俳句展において展示します。	生涯学習課
各種スポーツ教室の開催	市体育施設の指定管理者が実施する各スポーツ教室の開催を支援します。 また、利用者の要望に対し、柔軟に対応できるように努めます。	生涯学習課
各種スポーツイベントの開催	「日高かわせみマラソン大会」など親子でスポーツに親しめるイベントの開催を支援します。	生涯学習課
節水や水の再利用の啓発及び普及	小学生(義務教育学校前期課程の児童含む)を対象に、水道施設の見学を受け入れ、節水や水の再利用思想の普及を図ります。	水道課
生活・自然活動体験の充実	児童生徒を対象に、世代間・地域間交流を図り、創造力豊かなたくましいこどもの育成に努めるため、農業体験、合宿通学などの生活体験やさまざまな自然体験事業を実施します。	生涯学習課 (公民館)
自然観察会の実施	小学生(義務教育学校前期課程の児童含む)を対象とした自然観察会を夏季休業期間に実施します。	環境課
清流保全対策事業の実施	児童生徒を対象に、清流保全意識の啓発を図るため、ポスターを募集し、市民まつり会場などに展示します。	環境課

ひだかネイチャーキッズの実施	小学生（義務教育学校前期課程の児童含む）を対象に、高麗郷古民家に宿泊しながら学年や住んでいる地域の異なる友達と一緒に川遊びや山遊びなどの自然体験を行い、ひだかの自然を学ぶ。	環境課
こども食堂の活動支援	無料又は低額で食事を提供し、集まるこどもや地域住民が食を通じてつながるこども食堂の取組に対し支援を行い、共助の輪を広げる機会の拡大とネットワークの構築を図ります。	（社会福祉協議会）

具体的施策② 地域における子育て支援ネットワークの強化

子育てを地域社会全体で支えていくためには、地域住民と関係機関の連携が必要です。支援者や地域住民、関係機関・団体が有機的につながることで、地域全体の子育て力の向上を図ります。

●地域における包括的な支援体制の構築・強化

出生、進学、就職など生活の場が広がることで支援の一貫性を失うことがないように、こどものライフステージに応じた支援の充実など「縦の連携」による支援体制を構築し、また、教育・保育、福祉、保健、医療などの関係機関との情報交換や共通理解の場を設けることで「横の連携」による支援体制の強化を図り、縦横が連携した包括的な切れ目ない支援に努めます。

●地域子育て支援拠点の充実

こども・若者や子育て家庭が交流する場所や機会を提供し、交流の促進を図ります。また、こども・若者や子育て家庭に対する支援拠点として、各種相談や情報提供などの機能の充実を図ります。

●こども・若者や子育て家庭に携わる人材の確保・育成・支援

こども・若者や子育て家庭に携わるボランティアとして、身近な地域住民などの人材確保・育成に努めます。

(主な取組・事業)

事業及び取組	今後の取組	主管課
子育てボランティアの育成及び支援	学校の余裕教室などを活用した放課後子ども教室などの活動を支援します。また、遊びや子育て情報の提供、子育てに関する相談、各種講座開催時の託児など多様な支援のできる、子育てボランティアや団体を育成します。	子育て応援課 生涯学習課 (社会福祉協議会)
ボランティアセンター登録者への支援	研修や派遣調整、活動に関する情報を提供するなど支援します。また、会員を増やすため、ボランティアセンターへの登録を促進します。	(社会福祉協議会)
スポーツ団体の育成	児童の健康と体力の増進などを図るため、各種スポーツの指導を行う団体を育成します。	生涯学習課

社会教育指導員の配置	子育て中の保護者やPTAなどの社会教育関係団体を対象に、家庭教育や人権教育を行う専門的知識を持った指導者を配置します。	生涯学習課
地域学校協働活動の推進	保護者や地域住民、事業者や団体など地域全体で子どもたちの学びや成長を支え、「学校を核とした地域づくり」を目指す地域学校協働活動を推進します。	生涯学習課 (公民館)
こども家庭センターの運営	児童福祉と母子保健の機能を組織的に一体化したこども家庭センターで、妊娠期から子育て期における切れ目ない相談・支援を行います。	こども家庭センター
地域子育て支援センターの充実	子育て親子に交流の場を提供し交流を促進するほか、地域資源の情報提供及び子育てに関する相談や支援を行うため、地域子育て支援センターの充実を図ります。	子育て応援課
こども食堂の活動支援	無料又は低額で食事を提供し、集まるこどもや地域住民が食を通じてつながるこども食堂の取組に対し支援を行い、共助の輪を広げる機会の拡大とネットワークの構築を図ります。	(社会福祉協議会)
子育ての仲間づくりへの支援	乳幼児と保護者を対象に、育児学級などの機会の中で、仲間づくりを促進します。	子育て応援課 保健相談センター
こどもの居場所づくりの推進	家庭や学校以外の場所で、こども・若者が安心して過ごせる環境を確保するため、国・県の施策や事業と連携しながら、こどもの居場所づくりを推進します。	子育て応援課
地域活動・ボランティア活動の推進	児童生徒を対象に、社会性や思いやりの心を育むため、こどもたちがボランティアとして地域活動や公民館活動に参加できるよう事業実施に努めます。	生涯学習課 (公民館)

具体的施策③ 子育てしやすいまちづくり

「こどもまんなか社会」の実現を目指すに当たり、妊産婦や乳幼児、子育て中の保護者に対して配慮するなど、外出しやすいまちづくりを推進します。

また、こどもや子育て家庭に魅力的なまちづくりを推進するに当たって、当事者の声を取り入れながら取り組んでいきます。

●安心して外出できる環境の整備

道路や公園、公共建築物のバリアフリー化など、妊産婦や乳幼児、子育て中の保護者に配慮した環境整備を進めます。

●移住・定住の支援

子育て家庭の移住・定住を促進するため、本市における移住・定住支援や子育て支援に関する施策において、積極的な情報発信に努めます。

(主な取組・事業)

事業及び取組	今後の取組	主管課
良質な住宅確保のための情報の提供	市営・県営住宅等に関する情報を提供します。 また、県営住宅の入居選考に関しては、18歳未満の児童が3人以上いる世帯に優先的取扱いを実施している情報を提供します。	都市計画課
交通安全施設の整備	全ての人が安心して歩ける道路環境をつくるため、交通安全施設の設置及び維持管理を行います。	危機管理課

(主な取組・事業)

事業及び取組	今後の取組	主管課
良質な住宅確保のための情報の提供	市営・県営住宅等に関する情報を提供します。 また、県営住宅の入居選考に関しては、18歳未満の児童が3人以上いる世帯に優先的取扱いを実施している情報を提供します。	都市計画課
交通安全施設の整備	全ての人が安心して歩ける道路環境をつくるため、交通安全施設の設置及び維持管理を行います。	危機管理課

歩道等の整備	市民や地域からの要望・通報、職員による点検を踏まえ、緊急度、優先度により交通安全施設の整備を進めていきます。また、関係機関（公安委員会・教育委員会等）との連携を図り、危険箇所の把握に努めます。	建設課
生涯学習センター、公民館、総合福祉センター、文化体育館、総合公園など公共施設の施設整備	乳幼児と保護者などが、安全で楽しく活動できるように、授乳やオムツ交換ができるスペース（赤ちゃんの駅）を設置するなど、公共施設の施設整備に努めます。 また、利用者の要望に対し、柔軟に対応できるように努めます。	生活福祉課 （総合福祉センター） 教育総務課 （各教育施設）
既存公園（都市公園、ちびっ子広場、子ども広場、田波目ふれあい広場、巾着田及びふれあい広場、総合公園）の充実	こどもやその保護者が、こどもの年齢に応じて、安全で快適に楽しく過ごせる場を提供するために、公園などを維持管理します。 また、利用者の参画による維持管理を検討するなど事業内容を充実します。	環境課 産業振興課 子育て応援課
巾着田及びふれあい広場を活用した多様な交流事業の充実	こどもとその保護者が日高の自然や季節を感じられる機会を提供するために、広場等を維持管理します。 また、自然体験を通じ、市内外の親子同士の交流事業の実施を検討するなど事業内容を充実します。	産業振興課
移住・定住の促進	子育て家庭の移住・定住を促進するため、本市の各種施策を積極的に情報発信します。	政策秘書課
マタニティタクシー利用料金の助成	安心して健診や通院ができるよう、妊婦を対象にタクシー運賃の一部を助成します。	保健相談センター
こども・子育て世代に優しい公共交通へのリ・デザイン	柔軟で利便性の高い新たなモビリティとして「おでかけタクシー」を導入し、こども・子育て世代に優しい公共交通を推進します。	危機管理課

具体的施策④ こども・若者の安全・安心の確保

こどもの交通事故の防止に向け、安全性の高い道路や歩道の整備を進めるとともに、交通安全教育の推進に取り組みます。

また、家庭・地域・行政が連携し、登下校時の見守り活動に取り組むとともに、地域との情報共有や連携を強化し、地域ぐるみで安全・安心に暮らせるまちづくりを推進します。

●こどもの交通事故防止

こどもの年齢に合わせた交通安全指導や交通安全教室を実施し、交通安全に関する正しい知識の習得を図ります。また、地域住民などボランティアによる登下校時の見守り活動を実施し、こどもの安全確保を図ります。

●こどもの犯罪被害防止

保育所や学校、保護者や地域住民等に向け、警察からの防犯情報を提供し、防犯意識の高揚と注意喚起を図ります。また、地域住民やPTAによる防犯パトロールなど、防犯パトロールなど、地域ぐるみの防犯活動を推進します。

●こどもを取り巻く有害環境対策

性被害や性犯罪、薬物乱用やネットトラブル等からこども・若者を守るため、学校や家庭が地域住民や関係機関と連携・協力し、有害情報に巻き込まれないよう、周知・啓発など必要な対策を推進します。

(主な取組・事業)

事業及び取組	今後の取組	主管課
交通安全指導及び教室の実施	児童生徒の登下校時において、交通安全指導を行います。また、保育所（園）、幼稚園、学校、子ども会育成会などを対象に、交通安全教室を開催し、交通安全の推進を図ります。	危機管理課
交通安全推進団体への支援	家庭、地域からの交通安全を推進するため、日高市交通安全母の会に対し、活動費を補助するなど支援します。 また、会員の拡大を図るため、母の会だよりの発行など活動のPRに努めます。	危機管理課
あんしんまちづくり学校パトロール隊事業の実施	児童生徒が犯罪被害にあわないよう、学校と地域等が一体となって防犯活動に取り組めます。また、児童生徒の健全育成を図るため、各学校において、教職員やPTA、地域住民などのボランティアによるパトロールを行います。	学校教育課

防犯に関する情報提供	警察からの防犯情報を関係機関が連携して、保育所や学校などの施設や児童の保護者等へ提供し、防犯意識を高めるよう注意喚起します。	危機管理課 子育て応援課 学校教育課
非行防止対策の推進	市内の中高生を対象に、青少年育成日高市民会議等の協力により、薬物乱用防止キャンペーンや啓発リーフレットを配布するなど非行の防止に努めます。	生涯学習課
青少年に有害な環境対策の推進	青少年育成日高市民会議等の協力のもと、青少年に有害なビラ等の排除や非行及び犯罪を未然に防止するために、夜間パトロール等を行います。	生涯学習課
インターネット等による有害情報へのアクセス防止	各学校とNPO法人等が連携をし、非行防止教室等において、児童生徒・保護者にネットモラル遵守の大切さと有害情報へのアクセス防止等の指導、情報提供、啓発活動を行います。	学校教育課
こども・若者の自殺対策	こどもが自身の心の危機に気づき、身近な信頼できる大人に相談できる力を培うために、「SOSの出し方に関する教育」を継続して実施します。	全課

第5章 教育・保育及び地域子育て支援事業の量の見込み

1 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、保護者や子どもが居宅より移動することが可能な区域であり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制確保の実施単位として設定するものをいいます。したがって、子ども・子育て支援事業計画の各施策においては、設定した教育・保育提供区域ごとに量の見込み（教育・保育施設及び地域型保育事業又は地域子ども・子育て支援事業の利用ニーズ量の見込みをいいます。）及び確保方策（教育・保育施設及び地域型保育事業又は地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の方策をいいます。）を定めます。

本市の教育・保育提供区域は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して設定しています。

【教育・保育提供区域】

本市の教育・保育提供区域は、基本の区域を市全域とします。ただし、地域子ども・子育て支援事業のうち放課後児童健全育成事業においては、その提供区域を小学校区単位とします。

【区域設定の考え方】

本市における保育所、幼稚園、一時預かり事業などの利用状況をみると、利用希望先と利用者の居住地域は、必ずしも一致するものではなく、保護者の勤務地や通勤経路、利用施設の特色や周辺環境などにより、利用を希望する理由はさまざまです。また、本市の地理的条件や交通事情から、利用者の利用可能地域は限定されるものではないと考えられます。

一方、放課後児童健全育成事業においては、その利用が小学校に在学している児童に限られています。

これらのことから、基本の区域は、市域全体を1区域とし、放課後児童健全育成事業に係る区域については、小学校区単位で設定することとします。

【用語の解説】

教育・保育：教育・保育施設及び地域型保育事業所で行う幼児期の学校教育及び児童福祉法の保育をいいます。

教育・保育施設：幼稚園、認定こども園、保育所をいいます。

地域型保育事業：家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業をいいます。

地域子ども・子育て支援事業：子ども・子育て支援法第59条に規定する事業をいいます。

2 教育・保育の量の見込み

(教育・保育の必要性の認定区分)

保護者の就労状況等に応じた保育の必要性により、教育・保育を利用することについて3つの認定区分が設けられ、この認定区分に応じて、利用する教育・保育施設・事業が決定します。

認定区分	年齢	保育の必要性	利用できる施設・事業
1号認定	満3歳以上	なし	幼稚園・認定こども園
2号認定(教育希望が強い)		あり	幼稚園・認定こども園
2号認定(保育希望が強い)			保育園・認定こども園 等
3号認定	満3歳未満	あり	保育園・認定こども園・地域型保育事業 等

(対象者の人数)

	実績										
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
0歳	251	276	256	228	223	230	230	229	232	233	236
1～2歳	598	541	561	544	515	478	474	482	481	483	487
3～5歳	1,115	1,045	986	905	881	853	837	783	753	749	756

(量の見込み)

● 1号認定(満3歳以上で教育希望が強い)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(利用見込み)	348	341	319	307	305
②確保方策(利用定員数)	580	580	580	580	580
認定こども園	240	240	240	240	240
幼稚園	340	340	340	340	340
②-①過不足	232	239	261	273	275

● 2号認定（満3歳以上で保育希望が強い）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(利用見込み)	488	479	448	431	428
②確保方策(利用定員数)	636	636	636	636	636
認定こども園	96	96	96	96	96
保育所	540	540	540	540	540
②-①過不足	148	157	188	205	208

● 3号認定（0歳で保育希望が強い）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(利用見込み)	35	35	35	35	36
②確保方策(利用定員数)	59	59	59	59	59
認定こども園	14	96	96	96	96
保育所	41	540	540	540	540
地域型保育事業	4	4	4	4	4
②-①過不足	24	24	24	24	23

● 3号認定（1～2歳で保育希望が強い）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(利用見込み)	252	249	254	253	254
②確保方策(利用定員数)	291	291	291	291	291
認定こども園	62	62	62	62	62
保育所	209	209	209	209	209
地域型保育事業	20	20	20	20	20
②-①過不足	39	42	37	38	37

（確保策の方針と対応策）

児童数の減少に伴い、量の見込みは1、2号認定は減少傾向、3号認定は横ばいで推移するものと予測されます。受け入れとしては、1、2、3号認定のすべてにおいて、量の見込みに対応できる体制となっています。今後も、事業所の協力を得て提供体制を維持します。

3 地域子育て支援事業

(1) 時間外保育事業（延長保育）

保育認定を受けた児童について、通常の利用時間以外において保育所や認定こども園などで保育を行う事業です。

（量の見込み）

（単位：人）

区分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み(利用見込み)		試算中			
②確保方策(利用定員数)					

（確保策の方針と対応策）

- ・各施設において受け入れ体制を確保できるように支援を行います。

(2) 放課後児童健全育成事業（学童保育）

保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、専用施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

（量の見込み）

（単位：人）

区分		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み (利用見込み)	低学年	420	417	415	412	409
	高学年	300	298	295	293	291
	計	720	715	710	705	700
②確保方策(利用定員数)		720	715	710	705	700

（確保策の方針と対応策）

- ・今後の利用状況を見ながら、既存の放課後児童クラブの定員枠の維持を図るとともに、必要に応じて施設整備を図ります。

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

子育て短期支援事業は、保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

（量の見込み）

（単位：人日）

区分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み(利用見込み)	19	19	18	18	18
②確保方策(利用定員数)	19	19	18	18	18

（確保策の方針と対応策）

- ・充足されている状況を維持できるように、引き続き児童養護施設において提供体制を確保していきます。

(4) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

（量の見込み）

（単位：人日、箇所）

区分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み(利用見込み)	11,215	11,071	10,733	10,532	10,525
実施箇所	3(1)箇所	3(1)箇所	3(1)箇所	3(1)箇所	3(1)箇所
②確保方策(箇所)	3(1)箇所	3(1)箇所	3(1)箇所	3(1)箇所	3(1)箇所

（確保策の方針と対応策）

- ・地域子育て支援センター「ぬくぬく」のほか、民間事業所（地域子育て支援センター「くるみ」、地域子育て支援センター「ちきんえっぐ」）への委託運営を併せた3箇所及び出張ひろば「おひさま」の実施体制を継続していきます。

(5) 一時預かり事業

①幼稚園型

家庭において保育を受けることが一時的に困難となっている乳幼児に対し、幼稚園、保育所、認定こども園やその他の場所において、一時的に児童を預かり必要な保育を行う事業です。

(量の見込み)

(単位:人日)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(利用見込み)	8,506	8,397	8,141	7,988	7,983
②確保方策(利用定員数)	8,506	8,397	8,141	7,988	7,983

(確保策の方針と対応策)

- ・現在実施している一時預かり事業は、現行体制を維持します。

②一般型

家庭での保育が一時的に困難となった乳幼児を一時的に預かり、必要な保護を行う事業（すべての家庭の0～5歳児対象）です。（※保育園等とは、保育園での一時預かり事業及びトワイライトステイ事業のこと）

(量の見込み)

(単位:人日)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(利用見込み)	229	226	219	215	215
②確保方策(利用定員数)	229	226	219	215	215

(確保策の方針と対応策)

- ・現在、量の見込みに対して確保の内容は充足しており、今後の利用状況を踏まえ、必要に応じて事業の充実を図ります。

(6) 病児保育事業

発熱等の急な病気となった児童（病児）や、回復期にある児童（病後児）が、教育・保育施設等に通えなかったり、保護者による保育ができない場合に、病院に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育を行う事業です。

（量の見込み）

（単位：人日）

区分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み(利用見込み)	95	95	95	95	95
②確保方策(利用定員数)	95	95	95	95	95
②確保方策(箇所)	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所

（確保策の方針と対応策）

- ・今後の利用状況を踏まえ、必要に応じて体制の確保を図ります。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

育児の手助けが必要な方（依頼会員）からの依頼に応じて、育児の手助けができる方（提供会員）を紹介し、育児の支援を図る事業です。

（量の見込み）

（単位：人日）

区分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み(利用見込み)	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
②確保方策(利用定員数)	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
②確保方策(箇所)	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所

（確保策の方針と対応策）

- ・依頼内容に応じられる提供会員の層の充実のため、提供会員の増加を図ります。

(8) 妊婦に対する健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施し、公費による受診負担の軽減を図る事業です。

(量の見込み)

(単位:人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(利用見込み)	218	216	213	211	209
②確保方策(利用定員数)	218	216	213	211	209

(確保策の方針と対応策)

- ・確保の内容を維持し、妊婦の健康管理及び健康の保持増進を図ります。
- ・全国の医療機関において受診可能とし、検査項目については、妊娠初期、中期、後期における14項目及び妊娠期全期間における2項目の検査を実施します。

(9) 乳児家庭全戸訪問事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施し、公費による受診負担の軽減を図る事業です。

(量の見込み)

(単位:人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(利用見込み)	218	216	213	211	209
②確保方策(利用定員数)	218	216	213	211	209

(確保策の方針と対応策)

- ・確保の内容を維持し、妊婦の健康管理及び健康の保持増進を図ります。
- ・全国の医療機関において受診可能とし、検査項目については、妊娠初期、中期、後期における14項目及び妊娠期全期間における2項目の検査を実施します。

(10) 利用者支援事業

子育て中の親子の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、専門の職員が、必要な情報提供や相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

(量の見込み)

(単位:箇所)

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年	令和11年
①量の見込み (利用見込み)	基本型	1	1	1	1	1
	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
	地域子育て相談機関	小学校区ごとに1か所以上	小学校区ごとに1か所以上	小学校区ごとに1か所以上	小学校区ごとに1か所以上	小学校区ごとに1か所以上
②確保方策 (利用定員数)	基本型	1	1	1	1	1
	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
	地域子育て相談機関	小学校区ごとに1か所以上	小学校区ごとに1か所以上	小学校区ごとに1か所以上	小学校区ごとに1か所以上	小学校区ごとに1か所以上

(確保策の方針と対応策)

- ・乳幼児及びその保護者にとってより身近な場所で子育て支援を行うため、子育て総合支援センターで基本型を、子育て応援課・保健相談センターでこども家庭センター型をそれぞれ1か所を実施します。
- ・子育て世帯の不安解消や状況把握の機会を増加するため、中学校区に1か所を目安に整備を図ります。

(11) 養育支援訪問事業（子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業）

養育支援が特に必要な家庭に対して、専門的相談支援として、保健師又は助産師等が養育に関する指導・助言を、居宅に訪問して行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保、また、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員の専門性強化と、関係機関との連携強化を図る事業です。

（量の見込み）

（単位：人）

区分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み(利用見込み)	1	1	1	1	1
②確保方策(利用定員数)	1	1	1	1	1

（確保策の方針と対応策）

- ・養育環境に課題があるなど支援が必要なケースについては、要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関と連携した支援を行うとともに、必要に応じて子育て世帯訪問支援事業の家事支援や育児支援とあわせて保健師等が同行し相談支援等を行います。
- ・子どもを守る地域ネットワーク強化事業の実施計画はありませんが、引き続き要保護児童対策地域協議会における関係機関との連携強化に努めるとともに、利用者支援事業の資格取得支援等の事業を活用し、職員等の専門性を高めていきます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

特定子ども・子育て支援施設である幼稚園に対し、保護者が支払うべき副食費に係る実費徴収費用について、保護者の世帯所得の状況等を勘案して行う補足給付事業です。

（確保策の方針と対応策）

- ・地域子ども・子育て支援事業に位置付けられている本事業は計画期間において、その実施の必要性について検討をしていきます。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進する事業です。

(確保策の方針と対応策)

- ・本市では、計画期間中に実施の予定はありませんが、今後の国の指針や本市の取組状況や必要性等を踏まえながら検討していきます。

(14) 子育て世帯訪問支援事業（新規）

家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がある家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

(量の見込み)

(単位:人日)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(利用見込み)					
②確保方策(利用定員数)					

(確保策の方針と対応策)

・

(15) 児童育成支援拠点事業（新規）

養育環境に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、食事の提供等を行うとともに、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの健全な育成を図る事業です。

(確保策の方針と対応策)

- ・養育環境に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対するこどもの居場所づくりは必要であることから、こども食堂への支援など、多様なこどもの居場所づくりを行います。

(16) 親子関係形成支援事業（新規）

こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報交換ができる場を設ける等その他必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

（確保策の方針と対応策）

- ・子育てに関する各種教室や乳幼児とその保護者が相互に交流する場など、あらゆる相談機関の利用を促進することで、必要な支援につなげていきます。

(17) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)（新規）

保護者の就労要件などを問わず、保育所や幼稚園に通っていない生後6ヶ月以上満3歳未満の児童を保育所などの施設に通わせることができる制度です。（令和7年度のみ地域子ども・子育て支援事業に位置付けられ、令和8年度からは新たな給付制度として位置付けられます）

（量の見込み）

0歳

（単位：人）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(利用見込み)		6	6	6	6
②確保方策(利用定員数)		6	6	6	6

1～2歳

（単位：人）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(利用見込み)		26	26	26	26
②確保方策(利用定員数)		26	26	26	26

（確保策の方針と対応策）

- ・新たな給付制度として位置づけられる令和8年度から実施を予定します。実施可能な場所を選定し、事業を実施します。

(18) 産後ケア事業（新規）

出産後１年未満の母子に対して、「訪問型」、「宿泊型」、「日帰り型」による心身のケアや育児のサポート等を行い、育児の不安や負担を軽減し、産後も安心して子育てができるよう支援サービスを提供する事業です。

（量の見込み）

（単位：人）

区分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み(利用見込み)	460	460	458	464	466
②確保方策(利用定員数)	460	460	458	464	466
②確保方策(施設数)	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所

（確保策の方針と対応策）

- ・支援が必要な産婦に対し、適宜ケアやサポートが行えるよう、産院と連携して対応していきます。

(19) 妊婦等包括相談支援事業（新規）

出産後１年未満の母子に対して、「訪問型」、「宿泊型」、「日帰り型」による心身のケアや育児のサポート等を行い、育児の不安や負担を軽減し、産後も安心して子育てができるよう支援サービスを提供する事業です。

（量の見込み）

（単位：人）

区分		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	妊娠届出数	230	230	229	232	233
	1組当たり面談等回数	2	2	2	2	2
	面談等実施合計回数	460	460	458	464	466
②確保方策(面談等実施合計回数)		460	460	458	464	466

（確保策の方針と対応策）

- ・妊婦に対し、助産師や保健師が母子手帳を交付し、子育てのスタートをサポートします。

4 教育・保育の一体的な提供及び推進

(1) 幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及び推進方策

保育所等でこれまで培ってきた知識・技能を生かしつつ、幼児期におけるこども一人ひとりの育ちを支援する質の高い教育・保育を一体的に提供します。

特定教育保育施設においては、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、学習指導要領についての理解を深めるとともに、研修や会議等を通じて異なる施設相互の連携を強化しつつ、市内の施設全体として、就学後を見据えた教育・保育の連続性・一貫性を確保します。

(2) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育の負担軽減を図る少子化対策や生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性に鑑み、国の施策として幼児教育・保育の無償化を実施するため、子ども・子育て支援法が改正されました。この改正により、従来から子ども・子育て支援新制度における「子どものための教育・保育給付」により給付対象とされていた幼稚園、保育所等の保育料が無償化されるほか、これまで法に位置づけられていなかった新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設、幼稚園預かり保育等を利用した際の利用料に対する給付制度が「子育てのための施設等利用給付」として創設されました。

本市では、子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の利便性や過誤請求・支払いの防止等を考慮し、各利用施設において取りまとめを依頼するとともに、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組んでいます。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができるとを踏まえ、埼玉県との連携や情報共有を図りながら、適切な取組を進めます。

5 その他推進方策

（１）産前・産後の休業及び育児休業後における円滑な利用の確保

保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に保育所を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行います。

また、ニーズ調査結果を踏まえて設定した教育・保育の量の見込みを踏まえ、計画的に施設整備を行います。

（２）労働者の職業生活と家庭生活との両立に必要な雇用環境の施策との連携

多様な生き方・働き方が浸透する中、家族との時間を大切にする働き方も重視されており、働き方の見直しを進め、職場優先の意識を解消し、家族との時間を大切にできる職場環境づくりの促進に継続して取り組みます。

具体的には、育児休業制度の定着・促進や労働時間の短縮に向けた企業を含めた関係機関での取り組みを継続します。

また、父親が子育てに参加できるような各種講座を開催するなど、すべての人が多様な働き方、特に仕事と家庭生活のバランスがとれた働き方が選択できるよう、社会全体で支える環境の整備に努めます。

6 「新・放課後子ども総合プラン」に基づく取組

本市においては、次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭等が直面する「小1の壁」を打破する観点から、国の「放課後子ども総合プラン」（平成26年7月策定）、「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年9月策定）に基づき、放課後児童対策を推し進めてきました。

国においては、「新・放課後子ども総合プラン」が令和5年度までで終了し、引き続き令和6年度まで「放課後児童対策パッケージ」に基づき取組を推進しています。本市においても国の動向を踏まえ、引き続き放課後児童健全育成事業を推進していくこととしています。

なお、「放課後児童対策パッケージ」終了後も、放課後児童対策の推進にあたっては、国の動向を踏まえながら放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施についても検討していくほか、確保方策としては、小学校の余裕教室の活用等も検討しつつ、教育部門と福祉部門が連携して事業実施について協議していきます。

①放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量

（放課後児童クラブ）

平成30年度に国が策定した「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、学年ごとの量の見込みを行い、女性就業率の上昇、共働き世帯の増加に伴う学童保育のニーズに対応する体制の確保に取り組めます。放課後児童クラブについては、令和6年度現在、市12箇所で行っており、放課後児童クラブ未設置の小学校区においては、教育委員会とともに連携し、地域におけるニーズと、地域の動き等を注視しながら、事業実施の必要性を判断していきます。

（放課後子ども教室）

放課後児童クラブが未設置の小学校区について、地域の実情に合わせ、放課後子ども教室の実施等や小学校区内の余裕教室等の活用を含め、児童の放課後の居場所が確保できるように検討します。

②放課後子ども教室の実施計画

事業実施の必要性を関係機関で協議し、地域の実情に応じて、放課後子ども教室の実施について検討します。

③連携型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量

連携型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室については、今後も保護者のニーズ、地域の動向を踏まえ事業実施の必要性を関係機関で協議し、地域の実情に応じて放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携が図れる体制の整備を検討します。

④放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

総合教育会議を活用し、総合的な放課後対策について協議を行ないます。

本市においては、放課後児童クラブの事業は子育て応援課、放課後子ども教室の事業は教育委員会で担当しており、両事業の実施については学校との調整が不可欠であるため、教育委員会と連携し、情報共有を図り、必要に応じて協議を行います。

⑤特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

必要に応じ関係機関との協議のうえ、連携強化に取り組めます。

第6章 計画の推進

1 計画内容の住民等への周知

基本理念である「こどもが まんなか こども・子育て応援団ひだか」の実現のためには、本市に暮らすすべての人が、子育てと子育て支援の重要性を共有し、これに関する取組を実践・継続していくことが欠かせません。

そのため、市ホームページ等を活用し、本計画の内容を公開し、市民への周知・徹底を図るとともに、本計画を関係機関や団体に配布し、取組に対する理解・協力を求めます。

2 推進体制

(1) 推進体制の整備

庁内関係課所と連携し、本計画に基づく事業を適切に実施することで、こども政策の総合的な推進を図ります。

(2) 地域や関係機関等との連携・協働

社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、地域の子育て支援団体、NPO法人、企業等と協力し、連携を深め、基本理念の実現に向けたネットワークの構築を図ります。また、計画の推進に関わるすべての人に対し、「こどもの権利に関する条約」の理解促進を図り、地域が一体となって、こどもの権利保障の視点から計画を推進します。

3 計画の点検・評価の実施

この計画（Plan）の初期の達成を得るためには、計画に基づく取組（Do）の達成状況を継続的に把握・評価（Check）し、その結果を踏まえた計画の改善（Act）を図る「PDCAサイクル」による適切な進行管理が重要となります。

そのため、本計画の策定に関する審議に当たった「日高市児童福祉審議会」の知見を活用しながら、毎年度、施策や事業の点検・評価を実施します。また、計画期間の中間年では、必要に応じて市民の意識調査や計画内容の見直しを行います。